

平成23年 第4回

仁木町議会定例会会議録

(1日目)

開 会 平成23年12月21日

延 会 平成23年12月21日

仁 木 町 議 会

平成23年第4回仁木町議会定例会議事日程

◆日 時 平成23年12月21日（水曜日）午前9時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 行政報告
日程第6 報告第1号 平成22年度各会計決算特別委員会審査報告書
日程第7 承認第1号 専決処分事項の承認について
平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）
日程第8 一般質問 防災対策に女性の視点を（住吉英子 議員）
元気な高齢者を増やす介護予防事業の強化を（住吉英子 議員）
福祉灯油の助成を求める（上村智恵子議員）
安心できる介護保障を（上村智恵子議員）
並行在来線はどうしていらぬのか（上村智恵子議員）
農業経営の安定化対策の推進を（嶋田 茂 議員）
農業の担い手育成支援の推進を（嶋田 茂 議員）
トンネル開通に伴う旧道活用は（大野雅義 議員）
地域気象観測システムの導入を（大野雅義 議員）
日程第9 議案第1号 平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）
日程第10 議案第2号 平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第11 議案第3号 平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第12 議案第4号 平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第13 議案第5号 仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について
日程第14 議案第6号 仁木町災害弔意金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第15 議案第7号 後志広域連合規約を変更するための協議について
日程第16 発委第1号 議会改革特別委員会の設置
日程第17 意見案第9号 環太平洋経済連携協定に反対する意見書
日程第18 意見書第10号 国民生活に安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書
日程第19 意見案第11号 視覚障がい者テレビを遠ざけない地上デジタルテレビの放送を求める意見書
日程第20 意見案第12号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書
日程第21 意見案第13号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書
日程第22 意見案第14号 介護保険料の負担増軽減などに関する意見書
日程第23 意見案第15号 後期高齢者医療の保険料値上げを行わないことを求める意見書
日程第24 委員会の閉会中の継続調査
日程第25 委員会の閉会中の所管事務調査

平成23年第4回仁木町議会定例会（1日目）会議録

開 会 平成23年12月21日 延 会 平成23年12月21日

議 長 水 田 正 副 議 長 横 関 一 雄

出席議員（9名）

1 番 住 吉 英 子	2 番 嶋 田 茂	3 番 宮 本 幹 夫
4 番 大 野 雅 義	5 番 山 下 敏 二	6 番 林 正 一
7 番 上 村 智 恵 子	8 番 横 関 一 雄	9 番 水 田 正

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長 三 浦 敏 幸	教育委員会委員長 高 木 僚 一
副 町 長 吉 本 潔	教 育 長 原 田 修
総 務 課 長 角 谷 義 幸	教 育 次 長 戸 嶋 新 二
財 政 課 長 西 條 廣 幸	農 業 委 員 会 会 長 天 野 信 文
会 計 管 理 者 藤 原 聡	農 業 委 員 会 事 務 局 長 (川 北 享)
企 画 課 長 鈴 木 昌 裕	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 渡 辺 司
住 民 課 長 門 脇 吉 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 (角 谷 義 幸)
ほ け ん 課 長 土 井 幸 夫	監 査 委 員 中 西 勇
農 政 課 長 川 北 享	
建 設 課 長 林 典 克	

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	岩 井 秋 男
議 事 係 主 任	本 多 弘 一

開 会 午 前 9 時 3 0 分

○議長（水田 正）おはようございます。定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。定足数に達しておりますので、只今から平成23年第4回仁木町議会定例会を開会します。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（水田 正）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第116条の規定により、議長より指名します。3番・宮本君、4番・大野君にお願いします。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（水田 正）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。本件について、委員長の報告を求めます。山下委員長。

○議会運営委員会委員長（山下敏二）皆さん、おはようございます。議会運営委員会の決定事項について、報告いたします。本定例会を開催にするにあたり、去る12月9日、金曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等、議会運営に関する事項について調査いたしました。委員会決定事項、まず、はじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には報告1件、承認1件、議案8件、意見書7件の合計17件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問があります。通告は、4人から9件提出されております。次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6、報告については、委員長報告の後、質疑を一括して行い、議案ごとに討論・採決を行います。日程第7、承認については、即決審議でお願いいたします。日程第8、一般質問については、通告順に従って住吉議員2件、上村議員3件、嶋田議員2件、大野議員2件の順番であります。日程第9から第12の補正予算、日程第13から第14の条例改正、日程第15の規約変更、日程第16の特別委員会設置については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第17から第23の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者については、お手元に配布のとおりであります。日程第24、委員会の閉会中の継続調査、日程第25、委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出があります。続いて、会期について申し上げます。平成23年第4回仁木町議会定例会招集日は、本日の12月21日水曜日。会期は、開会が12月21日水曜日、閉会が12月22日木曜日の2日間といたします。最後に、その他の事項として、本日の昼食時に学校給食試食会を実施いたします。内容は、お手元に配布のとおりであります。また、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりであります。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（水田 正）委員長の報告が終わりました。委員長報告のとおり議事を執り進めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（水田 正）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、12月21日から12月22日までの2日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「ご異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は、本日12月21日から12月22日までの2日間とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（水田 正）日程第4『諸般の報告』を行います。最初に地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者は、お手元に配布のとおりです。監査委員から平成23年度の第7回から第9回の例月出納検査報告書が提出されております。内容は、お手元に配布のとおりです。次に、9月21日の開催の平成23年第3回定例会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。10月12日から18日までの延べ3日間にわたり、林委員長のもと、平成22年度各会計決算特別委員会が開催され、オブザーバーとして出席いたしました。この後、林委員長から審査報告が行われますが、予算の効率的な執行と行政効果の評価並びに、今後の改善点や反省事項の把握など、来年度予算審議における議会活動に大いに活かされる審議だと考えるところであります。10月26日から28日までの日程で、北後志町村議会議長会によります議長研修が行われ、愛媛県西条市の地域防災事業における12歳教育推進事業の研修を行ってまいりました。西条市では、平成16年の台風21号により、中山間の斜面崩壊や河川の決壊などにより、道路の崩壊や家屋の倒壊など甚大な被害が発生した経験から、防災に対する意識の啓蒙と防災ボランティアリーダーの育成を目指しております。中でも、小学校6年生を対象とした防災教育の推進では、子ども防災サミットの実施など12歳教育推進事業として、防災まちづくり大賞を受賞するなど高く評価されており、防災に対する取り組みの必要性を認識する研修となりました。10月31日から11月2日までの日程で、総務経済常任委員会及び議会運営委員会合同での研修視察にオブザーバーとして参加いたしました。議会改革の取り組みでは、和寒町議会と美深町議会に伺い、町民がわかりやすい議会運営を行うための各種取り組みについて、研修してまいりました。下川町では、ふるさと開発振興公社に伺い、特産品開発や木材の利活用についての取り組みを学んでまいりました。鷹栖町では、廃校になった小学校をデイセンターとして活用している事例があり、施設の見学や利用状況について、理事長と懇談を行ってまいりました。議会の活性化と改革が叫ばれている今、町民により身近でわかりやすい議会運営を行う上で、非常に参考となる研修になりました。また、下川町や鷹栖町での研修は、今後の本町の産業の活性化並びに廃校となる仁木商業高等学校の活用事例のひとつとして、非常に有意義な研修となりました。11月16日には、第55回町村議会議長全国大会並びに第36回豪雪地帯町村議会議長全国大会が東京都のNHKホールで開催され、出席してまいりました。大会では、谷垣自由民主党総裁、輿石民主党幹事長など、来賓各位の出席を仰ぎ、真の分権型社会の実現を目指しての大会スローガンのもと、全国933町村議会の総意として、北海道における基幹交通体系の整備促進に関する要望をはじめ、全国各地区要望事項9項目を含む33項目、決議15項目並びに環太平洋経済連携協定に関する特別決議など、特別決議5件、更に豪雪地帯の振興に係る要望事項8件、無雪道路網の整備促進防除雪対策の推進をはじめとする決議6件を満場一致で採択し、同日、全国町村議長会正副会長、理事による国への要望行動が行われたところであります。広域連合議会の開催状況について報告します。後志広域連合議会は9月30日に臨時会、11月28日に定例会が開催され、広域連合議会議員であります横関副議長が

ら、各議会の復命書の提出がありました。また、北しりべし廃棄物処理広域連合議会の定例会が10月25日に開催され、私と横関副議長が出席しております。それぞれの議会における議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。また、11月13日、14日には、北海道女性議員協議会の総会が札幌市で開かれ、上村議員及び住吉議員が出席し、復命書の提出がありますので、報告いたします。なお、議長の活動報告の詳細は、事務局に復命書を提出しておりますので、必要な方は後程ご高覧願います。12月も半ばを過ぎ、早、年の瀬を迎えようとしております。日増しに寒さが厳しくなります。これからが本番となりますので、議員各位をはじめ関係各位には、健康にご留意され、輝かしい新年を迎えられますことを念じ、私の諸般の報告といたします。

日程第5 行政報告

○議長（水田 正）日程第5『行政報告』を行います。三浦町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）皆さん、おはようございます。平成23年第4回仁木町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。議員の皆様におかれましては、年末を迎え公私共に何かとご多用の中、水田議長、横関副議長をはじめ、全員のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。また、天野農業委員長、中西代表監査委員、高木教育委員長、渡辺選挙管理委員長にも大変ご多用の中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。更には、町政並びに議会活動に高い関心を持たれ、こうして大勢の皆様にご傍聴いただきましたこと、心から感謝を申し上げます。ご承知のとおり本年の干支は兎、卯年でありました。烏と兎を使った「烏兎匆匆」ということわざがございます。歳月が慌しく過ぎ去るとのたとえでございますが、私としては、本当に今年は早かったなという印象の強い年でありました。取り分け、千年に一度と言われております3月11日発生の東日本大震災、福島第一原子力発電所事故は、被災地のみならず全世界に衝撃を与えました。9か月を経過しましたが、未だ終息が見えず、今なお避難生活を余儀なくされている多くの皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、野田政権の誕生、円高デフレ問題、TPPを巡る動き、ミサイル攻撃等で日本や韓国を震撼させた北朝鮮、金正日総書記の急逝など、国内外においてさまざまな出来事がありました。本町におきましても、誠に残念ではありましたが、大江小学校の閉校にはじまり、銀山地域待望の町営住宅ぎんれい36の着工や、7月には交通事故死ゼロ1500日達成、町議会議員選挙が行われ4人の新人議員が誕生、11月には明春に閉校が決定の仁木商業高等学校閉校式典等、様々な出来事がありました。農業におきましては、春先からの天候不順、長雨等によりまして大変厳しいスタートとなりましたが、農業者の弛まぬ努力等から、桜桃をはじめとする果樹類ではダメージがあったものの、水稻、トマト類では例年以上の高い成果があったとお聞きし安堵しているところであります。さて、本定例会には、先程、山下議会運営委員長からご報告がございましたとおり、承認第1号として平成23年度一般会計の補正予算（専決第3号）をはじめ、議案として平成23年度各会計補正予算案で、一般会計・国保・簡水・後期高齢者特別会計の計4件。仁木町税条例等の一部を改正する条例、仁木町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の計2件。後志広域連合規約を変更するための協議議案1件、合計で8件を提出いたしました。格別のご審議を賜りご決定くださいますよう、よろしく願い申し上げます。第4回定例会開会にあたってのご挨拶をいたします。それでは、行政報告を行います。はじめに、北海道新幹線札幌延伸に係る同意について申し上げます。私は、北海道新幹線札幌延伸に係る同意について、平成23年11月30日付けで、次のとおり表明しましたので報告いたします。北海道新幹線札幌延伸同意理由、これまでの経過等

北海道新幹線の札幌延伸は、長年の道民の悲願でもあり、また、国内を縦貫する高速交通体系の整備は、国としても当然進めて行かなければならない重要な施策でもあります。後志管内においては、昭和47年に北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会を立ち上げ、約40年近くにも及ぶ誘致運動を展開してきております。前田国土交通大臣の条件整備は9合目まで整っている等、最近の中央における情報からすると、認可・着工の機運はかつてないほど高まっていて、大いに期待できるものと推察されます。本町と余市町においては、新規着工の5条件の一つとして上げられている並行在来線のJRからの経営分離に対し、交通弱者と言われている高齢者の通院や通学、通勤及び住民の買い物など交通手段の確保に鑑みて、異論を唱えてきました。JR北海道では、北海道新幹線の札幌延伸に際し、札幌・小樽間については、札幌都市圏として存続していくことを表明しております。このことから、北後志町村長会・議長会の総意として、北後志の余市駅や仁木駅を札幌都市圏輸送圏域に包括し、引き続き鉄道路線の継続を強く要望してまいりましたが、JR北海道の回答は、意に添うことはできないとのことであり、大変残念な思いをしてきたところであります。並行在来線沿線地域の公共交通確保については、後志管内の関係8市町で構成する北海道新幹線後志沿線自治体調査研究会を設置し、地域住民の足を確保することを前提に、現在、調査・研究している最中であります。同意理由について、前述のとおり、北海道新幹線新青森・札幌間の早期実現を図るため、数十年にわたり政府並びに関係機関に対し少なくとも年2ないし3回、中央要望運動を展開してきました。こうした北海道挙げての要望が、本年度から明年にかけて、今、現実味をおびてきている状況と思料されるところであります。この時にあたり、JRからの並行在来線の経営分離だけを理由として、北海道全体の経済効果等を考えずして一市町村の思いだけで不同意とすることにはならないものと判断されます。北海道新幹線新青森・札幌間の誘致と並行在来線の経営継続については、切り離した考えを持って進めて行かざるを得ない状況であり、不本意な一面はありますが、断腸の思いを持ってこのたび同意をするものであります。しかしながら、北海道が中心となって認可着工後に立ち上げられることになっている地域並行在来線対策協議会においては、地域住民の交通手段を円滑かつ安定的に確保するため、町としての考え方や利用されている現状等を切実に訴え、将来に向かっての安心感を与えるような施策を講じられるよう、全力を傾注してまいり所存であります。JRからの並行在来線の経営分離については、15年から20年先のこととの説明もありましたが、将来に禍根を残すことのないよう、初期段階から将来を見据えた議論を重ねることが肝要であると考えます。あの時にしっかりとやっていたらなどと言われることのないよう、町民を代表する首長として、その職責を全うする決意でありますので、格別のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。次に、全国町村長大会について申し上げます。全国町村長大会が11月30日、東京・渋谷のNHKホールにおいて、全国933の町村長と都道府県町村会関係者及び来賓の野田佳彦内閣総理大臣、衛藤征士郎衆議院副議長、輿石東民主党幹事長、大島理森自民党副総裁、川端達夫総務大臣など、約1500名が出席して開催されました。はじめに、藤原忠彦会長、長野県の川上村長でございますが、挨拶に立ち、「震災を契機として、この国が再生の道を歩んでいくためには、国民全体の連帯が必要であり、国と地方が総力を挙げて取り組んでいかなければならない。私たち町村長は、町村自治の確立に向けて、全国町村会の町村長全員参加のもと、力を結集していこう。」と力強い決意表明がありました。このあと、来賓挨拶に移り、野田内閣総理大臣から「地域主権改革を着実に推進していくとともに、社会保障と税の一体改革など、地方に関わる重要政策課題については、国と地方の協議の場などを活用して、地方の意見を十分に反映していく。国が進める諸施策へのご理解とご協力を改めてお願いしたい。」と挨拶がありました。引き続き、衛藤衆議院副議長、輿石民主党幹事長、大島自民党副総裁がそれぞれ挨拶をされました。その後、東日本大震災による被災地の切実な生の声を参

会者に伝えるため、「被災地からの訴え」と題し、2名の首長、佐藤仁宮城県南三陸町長、菅野典雄福島県飯舘村長から意見発表がありました。意見発表終了後、町村長への応援メッセージとなり、俳優の菅原文太氏が登壇し、「地方が好きで、北海道から九州まで足を向けているが、そのたびに疲弊した姿を見ては、怒りが沸き、涙が出てくる。今こそ多くの町村が一致団結して、自立自尊の町村会の底力を発揮してほしい。」と激励の言葉がありました。議事においては、大会運営委員会で決定した町村行財政をめぐる諸問題の解決に向け、一、真の地方分権改革を強力に推進すること。一、交付税率を引き上げるとともに、三位一体改革で大幅に削減された地方交付税を復元・増額すること。一、固定資産税の特例措置の見直し及び自動車関係諸税の現行制度堅持等により、町村税財源の確保を図ること。一、社会保障・税一体改革にあたっては、地方消費税等の安定財源を充実すること。一、地域経済・社会を崩壊させるTPPへは参加しないこと。一、農林水産公共予算の復元と戸別所得補償等の財源確保により、食料・木材自給率を向上させること。一、子どもに対する手当の制度設計は、地方の理解と納得を得て行うこと。一、国民皆保険を堅持するため、都道府県を軸とした保険者の再編・統合を推進し、医療保険制度の一本化を図ること。一、市町村の強制合併につながる道州制は導入しないこと。

の9項目による決議案と東日本大震災からの復興と全国的な防災対策に関する特別決議、更には、平成24年度政府予算編成及び各種政策の具体化に向けた町村自治の確立、地方税財政、医療・保健、少子化対策及び農林水産業に関する5項目の重点意見並びに東日本大震災からの復旧・復興対策をはじめとする36項目の大会意見を満場一致で採択し、同日閉会いたしました。7ページでございます。次に、北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会及び北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会秋季要望活動について申し上げます。北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会、会長は、小樽市の中松市長でございます、及び、北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会、これも同じく小樽の市長が会長となっております。この期成会における秋季要望活動の道内要望が11月9日に、中央要望が11月15日に実施され、本町から私が参加いたしました。道内要望では、道路班の班長として、北海道開発局、小樽開発建設部、北海道運輸局、北海道及び東日本高速道路株式会社北海道支社に行っていました。中央要望では、道路班の一員として、民主党陳情要請対応本部、北海道選出国會議員、国土交通省政務三役、道路局、北海道局、東日本高速道路株式会社及び日本高速道路保有・債務返済機構へ要望活動を行いました。次に、北しりべし廃棄物処理広域連合議会について申し上げます。北しりべし廃棄物処理広域連合議会の第2回定例会が10月25日に、小樽市議会議場において開催されました。定例会では、赤井川村議会選出の安達議員が進行を務め、10月22日に病氣療養中お亡くなりになりました前同広域連合議会議長の成田晃司氏、この方は、小樽の市議でございますが、の後任議長の選挙が行われました。その結果、小樽市議会選出の山田雅敏氏が指名推薦により、同広域連合議会の議長に就任いたしました。引き続き、副議長の選挙が行われ、余市町議会選出の中井寿夫氏が副議長に就任し、それぞれの就任挨拶の後、仁木町議会選出の水田議会議長が監査委員に選任されました。議長の任期につきましては、残任期間の平成27年4月30日までとなっております。その後、1名欠員となりました同広域連合議会議員の選出について、12月1日開催の小樽市議会第4回定例会において鈴木喜明氏が選出され、横田小樽市議会議長より同広域連合議会に議員選出の通知がなされております。次のページには、議会議員の座席表を載せてございますので、後程ご高覧賜りたいと存じます。次に、第5期介護保険事業計画について申し上げます。介護保険事業は、平成21年度から後志広域連合が保険者となり第4期介護保険事業計画、これは平成21年度から平成23年度を策定し業務を進めてまいりました。本町における第4期の介護保険料は、国が示す標準6段階の所得段階別保険料の第4段階を弾力化、これは軽減し、月額基準額4459円となっております。本年度は、第4期計画の最終年度となることから、

現在、後志広域連合において、平成24年度から平成26年度までを計画期間とする第5期介護保険事業計画を策定中ではありますが、介護保険料の統一、これは一元化でございます。は、第6期計画から実施することとしているため、第5期計画においては、第4期計画同様、各町村ごとの料金設定となります。そのため、町と後志広域連合との間で、被保険者数、要介護・要支援認定者数、介護給付サービス量及び予防給付サービス量等を推計し、第5期介護保険料を試算しているところであります。第5期計画では、介護保険制度の安定的運営を図るために、これまで以上に被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料の設定が可能となりました。現在の第4段階の弾力化に加え、新たに第3段階においても弾力化ができることとなり、このことによりまして、今まで以上に低所得者に配慮した保険料の設定が可能となりましたので、この2つの階層で弾力化を導入し、試算した結果、第5期では、第4期より若干高い月額基準額4642円となる見込みであります。全国平均の基準額が5000円を超える見込みとなっている中、大幅な保険料の引き上げにならないことで安堵しているところであります。以上であります。別途お手元には、平成23年度事業発注状況表、これは、契約金額が100万円以上の事業を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上で行政報告を終わります。

○議長（水田 正）三浦町長の行政報告が終わりました。次に、原田教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。原田教育長。

○教育長（原田 修）改めて、おはようございます。平成23年第4回仁木町議会定例会にあたり、教育行政報告を申し上げます。仁木町民スキー場オープンについて申し上げます。今年度から指定管理者になりました株式会社北海道名販代表取締役 元田英樹氏が管理運営を行っております仁木町民スキー場は、今シーズンのオープンを12月23日に初心者コースのみを予定して、諸準備を進めております。なお、中級・上級コースにつきましては、積雪状況を確認しながら随時開放することとしております。スキー場の運営につきましては、安全確保を第一に、法に基づき事故のない安全なスキー場にするため、指定管理者と協議を行ってまいります。以上で行政報告を終わります。

○議長（水田 正）原田教育長の教育行政報告が終わりました。続いて、天野農業委員会会長から農業委員会行政報告の申し出がありますので、これを許します。天野農業委員会会長。

○農業委員会会長（天野信文）おはようございます。続いて、農業委員会から行政報告を申し上げます。耕作放棄地全体調査について申し上げます。平成20年度に実施しました耕作放棄地全体調査において、事務的疎漏があり、関係者の皆様大変ご迷惑をお掛けしましたことを心からお詫び申し上げます。農業委員会では、早急に正規の事務手続きにより、改めて本調査を実施いたしました。まず、10月17日に調査対象者175名、これは、町内が103名、町外が72名、これらについて耕作放棄地の農地・非農地の判断に関わる事前通知書を送付し、かつ、10月24日から27日までの4日間で現地調査を実施、その後、11月28日開催の第6回仁木町農業委員会総会にて、農地に該当するか否かの議決を行いました。その後、12月5日に農地と判断した対象地の所有者に対し、その旨を通知し、非農地と判断した対象地の所有者には、非農地通知書を送付いたしました。続いて、12月13日までに法務局、また、北海道等関係機関に対し、非農地通知一覧表を送付し、本調査がすべて完了いたしました。なお、耕作放棄地全体調査の結果につきましては、調査対象面積が632筆、271畝の内、緑色判定なのですが、これは人力・農業用機械で草刈り等を行うことにより直ちに耕作することが可能な土地、これが16筆、6畝ありました。黄色の判定の場合、草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備等を行って農業に利用すべき土地が27筆、23畝。それから赤色判定、これは森林・原野化しているなど、農地に復元して利用することが不可能な土地、これについては、376筆、141畝。農地として活用されている農地として判定した

ものが213筆、101畝でありました。今後、緑色及び黄色判定の農地につきましては、所有者に対し再生に向けた指導を実施してまいりたいと思っております。以上であります。

○議長（水田 正）天野農業委員会会長の農業委員会行政報告が終わりました。これで、行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号 平成22年度各会計決算特別委員会審査報告書

○議長（水田 正）日程第6、報告第1号『平成22年度各会計決算特別委員会審査報告書』を議題とします。本件について、委員長の報告を求めます。林委員長。

○委員長（林 正一）平成22年度の各会計決算特別委員会審査報告書についてご説明申し上げます。別冊議案の1ページでございます。報告第1号、委員会審査報告書、平成23年12月21日、平成22年度各会計決算特別委員会委員長林 正一。記といたしまして、平成23年9月21日付託。付託事件につきましては、平成23年第3回仁木町議会定例会で付託となりました議案第1号から議案第5号までの平成22年度一般会計及び4特別会計の歳入歳出決算認定でございます。2ページをお開きください。10月24日付、水田議長宛の委員会報告でございます。審査の結果、平成22年度一般会計及び4特別会計は、すべて認定すべきものと決定したので、仁木町議会会議規則第76条の規定により、報告いたしました。3ページ、審査報告書でございます。要旨説明いたします。付託事件は、先に説明したとおり平成22年度の一般会計及び国保、簡水、老保、後期高齢者の4特別会計、合わせて5会計の決算認定で、付託事件の内容は、これら5会計の歳入歳出決算認定の審査でございます。委員会の開催年月日は、平成23年9月21日、10月12日、17日、18日の4日間でございます。委員会出席者、委員会条例第18条の規定により出席を求めた者及び事務局出席者につきましては、記載のとおりでございます。審査の経過でございますが、平成23年第3回定例会において、議長及び議員選出の監査委員を除く、議員7名により構成する「平成22年度各会計決算特別委員会」が設置され、平成22年度余市郡仁木町一般会計をはじめ、特別会計4会計の決算認定についての審査付託により、その審査を行ったものであります。審査にあたりましては、4ページに記載の「決算審査の意義と考え方」、「決算審査の視点」を全委員が共通認識と、町長から提出のありました各会計歳入歳出決算書、決算資料及び主要施策説明書。更には、監査委員からの決算審査意見書等を基に、三浦町長をはじめ吉本副町長、原田教育長他各関係課長らの出席を求め、実施したものでございます。一般会計の審査では、町有車両運行委託契約状況、野菜ハウス導入事業に関わる効果、商工業に対する助成のあり方、災害用排水ポンプの稼働状況、各種委託事業実施の効果、外国語指導助手の導入効果などについての質疑確認がございましたが、討論はありませんでした。特別会計では、簡易水道において、滞納対策に対する質疑確認がございましたが、討論は行われませんでした。次に、決算事項ですが、記載のとおり平成22年度の一般会計及び特別会計4会計につきましては、いずれも賛成多数により、認定すべきものと決定しました。以上、平成22年度各会計決算特別委員会審査報告といたします。

○議長（水田 正）委員長の報告が終わりました。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、付託議案第1号から第5号までの5会計を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。林委員長、自席へお戻りください。これより、付託議案ごとに討論・採決を行います。それでは、付託議案第1号『平成22年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これから、付託議案第1号『平成22年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』を採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり「認定」することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、付託議案第1号『平成22年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出認定について』は、委員長の報告のとおり「認定」することに決定しました。次に、付託議案第2号『平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、付託議案第2号『平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり「認定」することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、付託議案第2号『平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長の報告のとおり「認定」といたします。続いて、付託議案第3号『平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、付託議案第3号『平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり「認定」することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、付託議案第3号『平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長の報告のとおり「認定」することに決定しました。続いて、付託議案第4号『平成22年度余市郡仁木町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、付託議案第4号『平成22年度余市郡仁木町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり「認定」することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、付託議案第4号『平成22年度余市郡仁木町老人保健

特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。続いて、付託議案第5号『平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、付託議案第5号『平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり「認定」することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、付託議案第5号『平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。

日程第7 承認第1号 専決処分事項の承認について

平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）

○議長（水田 正）日程第5、承認第1号『専決処分事項について・平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、承認の第1号でございます。『専決処分事項の承認について』、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めます。平成23年12月21日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）でございます。専決処分書、平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成23年10月3日、仁木町長 三浦敏幸。平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）でございます。平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。平成23年10月3日専決。仁木町長 三浦敏幸。なお、専決内容の詳細につきまして、西條財政課長より説明申し上げますので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）承認第1号『平成23年度一般会計補正予算（専決第3号）』について、ご説明申し上げます。この専決につきましては、平成23年10月3日付で行っております。1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入であります。歳入の補正はありません。次に、2ページでございます。歳出であります。3款、民生費から13款、諸支出金にそれぞれ補正いたしましたが、合計の補正額はございません。次に、3ページ、歳入歳出予算補正の事項別明細書。歳入でございます。1款、町税から21款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。次に4ページ、歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳であります。歳出合計の増減額の変更はございません。次に、5ページでございます。歳出でございます。3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費1万6000円の増額補正につきましては、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置

法の施行平成23年10月1日に伴いまして、平成23年10月分以降の子ども手当につきましては、支給要件に該当するすべてのものについて、認定請求の提出が必要となりましたので、周知文及び認定請求書等に係る郵便料に不足が生じたので、1万6000円を増額補正するものでございます。次に6ページ、8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費9万9000円の増額補正につきましては、これは企画課所管の公用車、これはミニキャブバンでございまして、このエンジンに異音が生じたため、修繕が必要となりましたので、関係業務の遂行に支障が生じことから、修繕を行ったものでございます。6ページを終わります。次に、7ページでございます。9款、1項、消防費、3目、災害対策費404万2000円の増額補正につきましては、これは、本年9月2日から6日にかけての大雨災害に係る町道及び河川の災害経費の補正でございます。町道の災害箇所につきましては、これは漁別1号線、尾猿内西線、銀山5号線及び得志内1号線でございます。町道の横断管の布設替及び路肩決壊の修復等でございます。河川につきましては、下尾根内川、角の川、マカナイ川及び墓地川の堆積土砂の除去。それと護岸決壊によるフトン籠の設置等でございます。7節、賃金につきましては、94人工の作業賃金100万6000円でございます。12節、役務費につきましては、これは伐木の廃棄物処理手数料一式2万円の補正。それから14節、使用料及び賃借料は、これは重機借上料でございまして、機械借上料、それから機械輸送費一式206万1000円の補正でございます。それから、16節、原材料費、これは、碎石、フトン籠、コンクリートの原材料費、この合計95万5000円の補正。合わせまして、404万2000円の補正でございます。次に、8ページでございます。13款、諸支出金、1項、基金費、2目、減債基金費につきましては、これは財源調整のため、415万7000円を減額するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（水田 正）本件の議事の冒頭で、日程第5と申しましたが、日程第7の誤りですので、訂正いたします。それでは、説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』は、承認することに決定しました。暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時45分

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8 一般質問

○議長（水田 正）日程第8、『一般質問』を行います。4名の方から9件の質問があります。最初に『防災対策に女性の視点を』、『元気な高齢者を増やす介護予防事業の強化を』以上、2件について、住吉議員の発言を

許します。住吉君。

○1番（住吉英子）3月11日に発生しました東日本大震災、そして台風被害などの大規模な自然災害が相次いだ本年、全国各地で防災対策を見直す動きが活発化しております。東日本大震災では、避難所に女性が着替える場所や授乳スペースがなく、また、粉ミルクや紙おむつなどの赤ちゃん用救援物資が不足しているなど、各地の避難所で災害時における女性の視点の大切さを改めて実感し、既存の防災対策に女性の視点が決定的に欠けている実態が浮き彫りになりました。公明党では、8月に「党女性防災会議」を設置し、10月から1か月間、東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島 の3県を除く、全国の党所属女性議員が連携し、地方自治体に対する女性の視点からの防災行政総点検調査を行い、地方防災会議に女性議員がいない割合は44.4%、計画作成に女性の意見が反映されていない割合は54.7%という調査結果から、女性の視点を積極的に取り入れ、生活に密着している女性ならではの乳幼児や高齢者に対する配慮等、あらゆる防災対策の充実に繋がると考えています。本町では、地方防災会議に女性委員が登用されておきませんが、登用する考えはないのでしょうか。また、女性の視点からの防災マニュアル策定や女性、乳幼児、高齢者、障がい者等の意見を取り入れた災害用備蓄物資の見直しが必要と考えますが、町としてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、『防災対策に女性の視点を』についての質問にお答えをいたします。1点目の「仁木町防災会議に女性委員を登用する考えはないのでしょうか」についてであります。仁木町防災会議は、災害対策基本法に基づき、地域防災計画の作成及び実施の推進、災害時の情報収集、各機関との連絡調整を目的に、仁木町長を会長とし、町に関係する公共機関の職員を委員として構成しております。女性委員としては平成19年から平成21年にかけて指定公共機関の北海道電力株式会社余市営業所長を任命しておりましたが、その後、人事異動があり、現在はすべて男性の委員となっております。仁木町防災会議の委員は、災害対策基本法に基づき、都道府県防災会議すなわち北海道防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、仁木町防災会議条例で定めて、指定地方行政機関の長などを充てております。したがって、法令及び条例により、それぞれの役職で仁木町防災会議委員を任命しておりますので、現状といたしましては、女性という枠組みで登用することは難しいと考えております。2点目の「女性の視点からの防災対策マニュアルを策定する考えはないのか」について申し上げます。現在、仁木町では、災害対策基本法に基づき、『仁木町地域防災計画』を策定しており、この計画では、「住民組織等の活用」の中で、人員に不足を生じた場合において、仁木町女性団体連絡協議会や仁木町赤十字奉仕団に協力を要請するものとしております。また、「災害応急対策計画」の中では、避難所においては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難者対策を適切に実施するものとしておりますので、今後更に女性の視点からの防災・災害対策について、検討を進めてまいりたいと考えております。3点目の「女性、乳幼児、高齢者、障がい者等の意見を取り入れた災害用備蓄物資の見直しが必要ではないか」につきましては、粉ミルクや紙おむつ、簡易トイレなどが想定される場所です。現在、仁木町においては備蓄食料がない状況でありますので、来年度以降、お湯や水で戻すだけで食べられるアルファ米やクラッカーなどの食料を備蓄していく考えであります。なお、粉ミルクにつきましては、保存期限が約1年6か月と短いため、個人備蓄の啓発を推進することといたしますが、必要な備蓄物資につきましては、調達の体制を整備することとし、町内外の取扱企業等との協定を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（水田 正）住吉君。

○1番（住吉英子）仁木町防災会議は、仁木町長を会長とし、町に関係する公共機関の職員を委員として構成

されていますが、どのような公共機関でしょうか。また、どのような活動をされているのでしょうか。次に、広報にき12月号に人口3757人のうち、男性1813人、女性1944人とありました。半数以上が女性という現状です。育児、介護、妊娠など、女性は日常の生活に深く関わっています。国の防災基本計画には、2005年に女性の参画、男女双方の視点が初めて盛り込まれ、2008年には政策決定過程における女性の参画が明記されました。女性の視点を防災に生かすことが災害弱者を守ることになると思います。本町においては、地域防災計画の改正や見直しにあたっては、きちんと女性の意見を吸い上げ、枠組みを考え実行していくことが必要と思いますが、町長のお考えをお聞かせください。また、来年度以降、食料を備蓄していく考えがあるとのことでしたが、何食分予定されているのでしょうか。また、必要な備蓄物資について、町としては何を基準に考えているのでしょうか。女性、高齢者、障がい者等の意見をどのような場面で聴取されているのか。また、聴取された意見を反映させていくことが大切と考えますが、どのようにお考えかお伺いします。

○議長（水田 正）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今の質問にありました仁木町防災会議の関係について、私の方からご説明をさせていただきます。仁木町におきましては、仁木町防災会議条例で委員の規定を行っております。その委員の内訳についてのご質問でございましたので、ご説明したいと思います。まず、委員につきましては、会長が町長をもって充てるということでございますが、その他の委員でございますが、この条例の第3条の第5項に、その規定がございまして、1号から8号に掲げられる方を町長が任命しているものでございます。そのひとつは、指定地方行政機関の職員であります。2つ目が北海道の知事の部内の職員であります。3つ目が北海道警察の警察官でございます。4つ目が副町長、5つ目が教育長、そして6つ目が北後志消防組合仁木支署長及び仁木消防団長、7つ目といたしまして北後志衛生施設組合の職員、8つ目といたしまして指定公共機関または、指定地方公共機関の職員ということになっておりまして、現在、仁木町の委員は18名でございます。具体的には、先程言いましたとおり第1号委員ということで、国土交通省の北海道開発局小樽開発建設部の小樽道路事務所の所長さん。同じく第1号委員として、石狩森林管理署銀山森林事務所の森林官。第2号委員といたしまして、後志総合振興局小樽建設管理部の余市出張所の所長。同じく第2号委員といたしまして、後志総合振興局保健環境部余市地域保健支所の支所長。続きまして、第3号委員といたしまして、札幌方面余市警察署仁木駐在所の所長。同じく3号委員といたしまして、銀山駐在所の所長、巡查部長ですね。第4号委員といたしまして、先程も説明いたしましたとおり副町長。第5号委員として、教育長。第6号委員といたしまして、先程も説明いたしましたが、北後志消防組合の仁木支署の支署長。同じく仁木消防団の団長でございます。第7号委員といたしまして、北後志衛生施設組合の副組合長。第8号委員といたしまして、都合7名の方をお願いしておりますが、まず、北海道旅客鉄道株式会社、JRでございますが、余市駅の駅長。続きまして、東日本電信電話株式会社北海道支店、NTTの東日本でございますが、そちらの災害対策室長。続きまして、北海道電力株式会社余市営業所の所長。続きまして、郵便局株式会社仁木郵便局の局長。続きまして、同じく郵便局株式会社の銀山郵便局長。続きまして、余市医師会の会長。最後に余市川土地改良区の理事長。以上、委員といたしましては、町長を除きまして18名、町長が任命しているものでございます。説明は、以上でございます。それと議長申し訳ございません。それと、この会議の目的でございますが、災害対策基本法第16条第6号の規定に基づきまして、所掌事務、組織を定めておりまして、その中で、この会議において仁木町の地域防災計画を作成し及び、その実施を推進するという。2つ目といたしましては、仁木町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集するという。3つ目といたしまして、法律または、これに基づく

政令等によりまして、この権限に関する事務について所掌するというので、具体的には、年1回程度の会議を持ちまして、地域、仁木町が作成しております地域防災計画の見直し等を行い、更には、この中身について審議していただいているということでございます。説明は以上でございます。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）委員等については、担当の方から説明をさせていただきましたし、活動内容につきましても、只今申し上げたとおりでございます。今回、住吉議員の方からですね、やはり女性の視点を大事にしてほしいということではありますが、まさに私たちもすべて男性で見直しを行っているということではないのですが、たまたまやはり町の条例、いわゆる町の法律であります、災害対策基本法を受けてですね、各関係団体機関から選んでいただいているわけではありますが、これからは、できる限り女性の方もこういう会議の中に委員として登用できるような、そういう要請もしてまいりたいと思っております。そういうことで、女性の視点ということではありますが、実は、女性の視点という観点からではですね、私たちも日頃から勉強しておりますが、各都道府県ではどうあるべきかということは、既に冊子になったりしてあるんです、現実には。例えば、これは大分県のものでありますけども、ひとり暮らしの女性や高齢者、障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じまして、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努めましょうとか、更には、仮設トイレの設置にあたっては、特に女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路を確保しましょう。男女別の更衣室または化粧室については、きちんとスペースを確保しましょうとかですね、いろんなことが、もう既にひな型と言いますか、私たちも防災計画そのものは、非常に固い文言で書かれておりますけれども、そんなとおりに、現実には有事の際はいかないと思っておりますので、こういうことも十分考え合わせた中で、これからも進めていきたいと思っておりますし、また、先程も申し上げましたとおり、仁木町の女性団体連絡協議会ですとか、それから日本赤十字の仁木奉仕団、こういった方にもですね、協力なくして有事の際、対応できないと思っておりますから、こういった方、また、町内には障がい者の施設等も何か所かありますので、そういう関係者の方にも、個々具体としてお話を聞きながら、決して皆さんに、特に交通弱者と言われる女性ですとか、子どもですとか、お年寄りに大きな不便をかけることのないような対策をこれからも講じていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。なお、備蓄につきましては、現在、平成24年度の予算査定をしているわけではありますが、仁木町132年の歴史の中で備蓄ということは、過去にあまり語られたことはあるのですが、現実問題としては、備蓄をしたというのは、毛布ですとかそういったもの。それから災害用の麻袋ですとか、そういうものは備蓄しておりますけれども、食料関係について今までやっておりません。なぜかと言いますと、北海道が各コンビニ経営者ですとか、そういう食料関係、そういうところと提携を結んでおりますから、仁木町についても有事の際は、必ずそういう手立てで来ることになっております。そういう頼るところがありましたので、そういうことにあまり関わってきませんでした。やはり、どこでどういうことが起きるかわからないという、この非常時を想定いたしましたら、最低限ということで、各町村の持っている状況を調べましたら、人口の11%くらいという、パーセンテージで言えば11%くらいです。ですから、仁木町国勢人口3800ですから、大体それに見合う程度の備蓄資材を購入したいと。それで備蓄をするための業者さんもありまして、いろんな種類の何パターンかのものでありますから、1種類入っているのもあれば、数種類入っていて、数日間耐えられるというものもありますので、これらについては、十分精査をいたしまして、24年度当初予算に計上したいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。なお、24年度は食料であります。今後におきましては、毛布ですとか、紙おむつですとか、生理用品、簡易トイレ、こういったものについ

でも考えていきたいと。なお、こういったものを3年なり、5年なり、10年なりの年限がありますから、その年限近くになりましたら、防災の日等におきまして、それらを活用したイベントの中で活用するとか、各種皆さんに試食をしてもらおうような、そういう取り組みをしていきたいというところまで、今、話が進んでおりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（水田 正）住吉君。

○1番（住吉英子）先程、女性、高齢者、障がい者などの意見を聴取する場面というところが、今抜けていたのかなと思いますが、個人での備蓄ですとか、防災対策の啓発また住民を守る防災対策の更なる推進が大切なことだと思います。どのようにお考えですか。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）私の説明が悪かったのでしょうか。女性の関係については、女性団体連絡協議会、更には日本赤十字奉仕団。障がい者の方については、地元の障がい団体の方ともいろいろとご意見を賜った中で、個々具体としての計画、これは、防災計画そのものは非常に硬い文言であります、プラスアルファとして私たちの手持ちということで持っておきたいという、そういうようなお話をさせていただいたつもりなんです、私の言い方が悪かったら謝りたいと思います。ですから何度も言いますように、このことについては、非常に重要なことでありますから、私も真剣に取り組んでいきたいということで、ご理解賜りたいと思います。

○議長（水田 正）住吉君。

○1番（住吉英子）以上で終わります。

○議長（水田 正）次に、『元気な高齢者を増やす介護予防事業の強化を』ということで、住吉君。

○1番（住吉英子）介護保険制度が始まって11年が経過し、利用者も大幅に増え、制度も定着しつつありますが、特別養護老人ホームの待機者問題、独居高齢者、老老介護、介護うつ、認知症高齢者の増加など介護現場の課題は、山積しております。介護保険制度を守り支えていくためには、元気な高齢者を増やすことが重要であり、やりがいを持って介護予防に励めるような新たな支援施策が必要であると考えます。本町の要支援を含む介護認定者数は、過去4年間どのような推移になっているのでしょうか。また、高齢者の地域支援事業を各種実施していますが、事業成果はどのくらいあるのでしょうか。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、「元気な高齢者を増やす介護予防事業の強化について」の質問にお答えをいたします。1点目の「本町の要支援を含む介護認定者数は、過去4年間でどのような推移になっているのか」についてであります、各年度3月31日現在の認定者数は、平成19年度238人、平成20年度230人、平成21年度236人、平成22年度235人となっております。なお、要介護度別の認定者数は、下記のとおりでありますので、ご高覧賜りたいと思います。2点目の「地域支援事業の事業成果はどのくらいあるか」について申し上げます。地域支援事業は、将来的に要支援・要介護になるおそれのある高齢者や元気な高齢者も含め生活機能の維持・向上を目的とした介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業の3事業であります。介護予防事業では、健康づくり高齢者の把握として、基本チェックリストの項目で生活機能の低下が見られた244名の方に対し、生活機能評価のための健診受診や健康づくり、高齢者を対象としたはつらつ教室への参加を勧奨いたしました。はつらつ教室では、運動機能と口腔機能の向上を目的とした複合型プログラムを年8回実施し、最後の体力測定では、初回の測定より握力、柔軟性、バランス機能などの数値に改善が見られました。また、年10回程度、健康運動指導士や歯科衛生士による講習会を開催し、動きやすい身体づくりや、高齢者の

死亡原因第1位である、誤嚥性肺炎の予防を図ってまいりました。うつや認知症予防も高齢者の大きな課題であることから、閉じこもり予防教室を開催して、生きがいある自立した生活を送れるよう支援しております。しかし、高齢化社会にあっては、認知症は誰もが発症する可能性があり、地域で支え合う取り組みを構築しなければなりません。そのために、認知症の知識や対処方法などを学ぶ研修会を年1回実施し、マンパワーの養成に努めております。包括的支援事業では、毎年、65歳以上の高齢者台帳を作成し、警察、消防、社会福祉協議会、民生委員等と情報を共有するネットワーク化を図っております。高齢者の孤独死等が社会問題となる中、こうした見守り体制の下、情報提供を含めた相談件数は4年間で1830件、保健師による訪問件数は1310件となっております。また、食の自立支援サービスでは、低栄養状態や栄養バランスを改善するため、週3回、年間延べ1450食のお弁当を在宅で調理が困難となった高齢者宅へ配食しております。任意事業では、在宅で要介護4や要介護5の寝たきりの高齢者を介護している非課税世帯の経済的負担を軽減するため、介護用品、これは、紙おむつ等を支給する介護用品支給事業を実施しております。急速な高齢化が進む中、高齢者が地域の中で自らの能力を最大限発揮して、尊厳ある自立した生活を送るためにも介護予防事業の強化は、大変重要であると考えております。今後も仁木町包括支援センターの機能を十分に発揮して、高齢者の支援に努めてまいります。以上でございます。

○議長（水田 正）住吉君。

○1番（住吉英子）本町では、地域支援事業の中で様々な取り組みを行っておりますが、65歳以上の高齢者も2025年には3500万人を超える見込みと言われております。こうした中、東京都稲城市は、平成19年度から高齢者の介護支援ボランティア活動に対し、その実績を評価しポイント付与する事業を実施しており、高齢者の地域貢献と健康維持を図る取り組みとして、全国の自治体から注目を集め、これに対し厚労省も高齢化が進む中で、高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて、社会参加、地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康づくり増進も図っていくことを積極的に支援する施策が求められているところである。こうしたことから、今後、地域支援事業実施要綱を改正し、市町村の裁量により、地域支援事業として介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが可能であることを明確化したとのことで、これに基づいて実施している制度です。この制度は、介護支援のボランティアを行った高齢者の活動実績をポイント化し、介護保険料を軽減する制度で、介護施設など散歩、外出、屋内移動の補助、清掃、配膳、芸能披露やレクリエーションの手伝い、話相手等といった内容です。対象は、65歳以上で定年退職した方などのボランティア活動への参加意欲を高める効果も期待されており、介護保険の地域支援事業の一環として自治体が運営し、ボランティア登録やポイントの管理、換金の事務は社会福祉協議会が行い、運営費や軽減分の保険料は国の交付金で賄っているそうです。横浜市の調査では、現在全国で40自治体以上に広がっており、今後更に広がる見通しとのことです。また、今後、段階世代の高齢化が要介護者の増加が見込まれる中、本町でも元気な高齢者がボランティア活動を行うことにより、本人の健康増進や介護予防に繋げること、また、介護保険料の負担軽減等、更に社会参加、地域貢献にも通じた生きがいづくりが促進できるような、ぜひ、介護保険ボランティアポイント制度の導入をしてはいかがかと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）制度自体は、私は、良い制度じゃないかと思っておりますが、現実に仁木町で今おっしゃられたようなことが、即導入できるかどうかとなりますと、多少時間が必要じゃないかと思っております。ボランティアというのは、言葉としては非常に聞こえが良く、現実に無償ボランティア、有償ボランティアとい

うはあるのですが、ボランティアをしていただくというのは本当に大変なことでありまして、こちらから強制的にお願いするものでもありませんし、強制的にさせるものでもないと思っておりますから、町内でそのような気運が高まった段階においては、私も時期を見て考えていきたいと。ただ、全国的にこれだけ市町村がある中で、実際にできているところというのはわずかでありまして、やはり、それに伴って財政的な支援も当然必要になってくるわけでありまして、それらも含めてですね、いろいろこれから年数をかけて研究してまいりたいと思っております。

○議長（水田 正）住吉君。

○1番（住吉英子）体力も気力もある65歳以上の高齢者が地元の地域で活動するきっかけづくりに、また、地域活動を希望しながら何をしたら良いかわからずにいた高齢者を後押しする等、ボランティア活動を始めるきっかけ、励みとしての介護支援ボランティア制度は、介護予防効果への期待だけでなく、地域の活性化や住民同士の繋がり強化にも繋げていけるのではないかと思います、どのようにお考えでしょうか。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）大変良い制度だと思っております。以上です。

○1番（住吉英子）以上で終わります。

○議長（水田 正）、次に『福祉灯油の助成を求める』、『安心できる介護保障を』、『並行在来線はどうしていかないのか』以上、3件について、上村議員の発言を許します。上村君。

○7番（上村智恵子）『福祉灯油の助成を求める』、本町は、平成20年度に灯油高騰に伴う措置として福祉灯油を実施しました。しかし、次年度からは実施を見送るとしてきました。現在、後志管内では、13町村が福祉灯油事業について、基準日を決め実施の判断をしています。厳しい冬を迎えるにあたり、暖房用の灯油が生活必需品となっている北海道では、じりじりと値上げになる灯油代に高齢者の方、母子家庭世帯など、暮らしの不安を抱えています。本町においても、福祉灯油をぜひ実施して欲しいと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（三浦敏幸）『福祉灯油の助成を求める』についての質問にお答えをいたします。福祉灯油の助成につきましては、平成20年度に灯油価格が異常高騰した折り、高齢者世帯や障がい者世帯、母子世帯などの低所得世帯を対象に、道において原油等価格高騰対策の一環として平成20年度限りの緊急・臨時的措置である「福祉灯油特別対策事業」が実施され、本町におきましても、この補助事業を実施したものであります。私たち北海道に住む者にとりましては、灯油価格の高騰は、家庭生活に直接影響する大きな問題であると同時に、冬期間の生活に欠かすことのできないものであります。今冬の灯油価格につきましては、値上げ傾向にあることを承知しておりますが、これからの灯油価格の安定に期待しているところでもありまして、現段階では、助成する方向には至っておりません。以上でございます。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）平成20年度の緊急臨時的措置が出たから、この1年間だけ仁木町は実施したわけですが、北海道は高齢者等に対する灯油購入支援事業があると思いますが、この生活支援事業の内容はどうなっているのでしょうか。今年は特に寒さが厳しいように思います。安心して冬が過ごせるように、制度をぜひ作ってほしいと思います。古平では、1㍴70円台を基準において実施するかどうか判断しており、基準日で90円台に近づいているということで、今年の実施が決まったようです。仁木では灯油がいくらに値上げになったら、助成してもいいのかと思うのでしょうか。この2点についてお伺いいたします。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、1点目の道の内容でございます。これにつきましては、高齢者の冬の生活支援事業の実施に必要な経費、除雪ロータリー等を購入する場合は、備品購入費に充てる、限るとかですね、何点か事業があります。それで、交付基準につきましては、人口1万人未満は、100万円の交付。全体の事業が100万円以上であれば道は1/2の50万を上限にして出すという、そういう中身であります。ですから、その補助事業だけでは、福祉灯油というものは事業として、私は50万いただいたからあとの150万を出すというような考えにはなっておりません。それで、古平町は今検討中だということですが、古平町でもどこの町村でも良いんです、やっても良いんです、仁木町でどうするかということですから。どこの町村がやっているから、あそこ同様にしてくれというのであれば、住んでいる皆さんが居住権というのがあるわけですから、きちんと自分で判断して、自分の一番生活しやすい町村に移っていただくということも、これは、私は止められないものだと考えております。なおかつ北海道130年の歴史の中で、いつから雪が降るようになったんですか。冬の生活というのは、私たち日々、11月頃から雪降って3月まで雪降るとい、そういう生活を今までしてきたわけでありまして、今ここで急激な高騰、灯油の高騰がない限りは、私はやはり町長の判断としては、この施策はすべきでないというふうに思っております。もっと具体的に言いますと、この政策は、私が例えば町長選挙の年に福祉灯油という名目で全戸に3万円ずつお金を配布しますと、もし、仮にそういう政策を打ち出したとき、皆さんは本当に納得するでしょうか。皆さんの血税を私がお金を振り分ける。それも福祉という名目の中で全戸に振り分けるとしたら、事前の選挙運動をやっているんじゃないかというような、そういうようなことにも繋がると思っております。農業予算とかそういうものに出している補助については、そこで生産し、経済効果を上げ、なおかつ税に返ってくるという、そういう仕組みのところには、私はこれからも支援をしていきたいと思っておりますが、福祉灯油については、私個人としても、この政策は、やっている町村長は多々おりますけれども、私としては、この政策はやはりよほどの事情がない限り、実施すべき事業ではないというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）町長のお考えはわかりました。仁木町としては、高騰な灯油にならない限りは、一切しないということですね。それでは、町としても国に対して原油価格の高騰を抑えさせ、石油元売価格者に便乗値上げの調査、監視を講ずるよう申し入れを行っていただけないでしょうか。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）町長としても申し入れは当然できるかと思いますが、議員の皆さんは、特に上村議員は、日本共産党という政党を背負っております。国段階において、きちんと政策を打ち出していかなければ、一町村の仁木町だけで意見を出したからと言って、また、意見案を出すのであれば、議員さん方は意見案を出す権利がありますので、皆さんでお話をして国に対して意見案を出していただきたい。私も機会あればきちんと言いますが、やはり国政で論じていただくべきことをこの仁木町の議会ですら論じて、私は大変なことになると思っておりますので。実は皆さん、町長には反問権というのはないのです。質問できないのです。議員さんに対して。ですから私は上村議員にこういうことも聞きたい、ああいうことも聞きたいと言っても、実は聞けないものですから、一方的な片側通行になってしまうんです。それはそれで構わないと思っているんですが、議会としてもそういうことも含めてまたご検討いただければ大変ありがたいと思っておりますが、私も機会あれば言いますが、やはり、国政で論じるべきこと、道議会でも論じるべきところは、上村議員も政党を背

負っておりますので、そういう意見を反映させていただきたいと思っております。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）わかりました。次に、『安心できる介護保障を』の質問に移りたいと思います。今年6月、国会で介護保険法改正が成立したことを受け、2012年度から介護保険の制度改変が始まります。また、来年度は、介護報酬と診療報酬が同時改定される年度であり、介護サービスの提供体制のあり方が医療とも連動しながら変わる予定です。仁木町も2012年から14年度の3か年にわたる「第5期介護保険事業計画」の策定作業を進めていると思いますが、広域の場合、どのようになっているのかお知らせください。また、後志広域連合で運営している介護保険ですが、保険料基準額が第5期でも一本化が困難とありますが、本来なら後志広域連合の基準額3766円のところ仁木町は4459円と高い保険料を払っていかねばならぬのでしょうか。広域以外の町村は財政安定化基金、介護給付費準備基金などを取り崩し、保険料の引き下げに充てています。今後の介護保険料はどうかお知らせください。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、「安心できる介護保障を」についての質問にお答えします。1点目の「仁木町も第5期介護保険事業計画の策定作業を進めていると思いますが、広域の場合どのようになっているのか」についてであります。平成21年度から保険者が後志広域連合に移行したことにより、広域連合を構成する16町村においては、同計画を個別に策定することはいたしません。このため、後志広域連合において介護保険事業計画策定委員会を設置し、第5期後志広域連合介護保険事業計画の策定を進めております。この計画では、国の基本方針である高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる地域包括ケアシステムの構築を基本に、高齢者の居住に係る施策との連携、医療との連携、認知症支援策の充実、生活支援サービスの4項目を重点施策とする考えであります。本町といたしましても、第5期後志広域連合介護保険事業計画と今後策定の第5期仁木町高齢者福祉計画との連携を図りながら、仁木町地域包括支援センターを中心に、介護、医療、見守り、権利擁護、生活支援など、様々な支援を一体的で切れ目なく提供できる地域包括ケアの構築に努めてまいります。2点目の「後志広域連合の基準額3766円のところ、仁木町は4459円と高い保険料を払っていかねばならぬのか」について申し上げます。現在の介護保険料は、第4期介護保険事業計画（平成21年度～平成23年度）において、被保険者の推計や介護給付費の推計等により算出した金額でありますので、本年度までの保険料となります。また、介護給付費準備基金につきましては、介護保険料が不足となった場合に切り崩しを行っているところであります。なお、第5期計画（平成24年度～平成26年度）では、保険料の上昇を抑制するため、財政安定化基金の切り崩しを行うこととなっております。3点目の「今後の介護保険料はどうか」につきましては、介護給付費の増加・保険料負担率の引き上げにより、保険料の上昇は避けられない状況にありまして、後志広域連合における第5期介護保険料の仁木町試算額は、行政報告でも申し上げましたが月額4642円となっております。以上です。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）広域連合で第5期事業計画が立てられたと聞きましたが、この計画を立てるのに仁木町の職員は何人かかわっているのでしょうか。それと、実際住民と関わるのは、それぞれの自治体ですよね。今回要支援1・2の人の国の施策では、要支援1・2の人に給付される介護保険サービスを介護予防日常生活支援給付事業に置き換えていく制度が改正で決められましたが、これは市町村の裁量とされています。こういうものは仁木町ではどうして行くのでしょうか。介護給付費の増加ということで、来年度からまた保険料が上

ることを聞きました。町長の行政報告の中で第4段階を弾力化する、また、今度の計画では、新たに第3段階においても弾力ができることになり、これを配慮して保険料を決めていったとありますが、どのような軽減策を含めて、この金額が設定されたのかどうか、お聞きいたしたいと思います。介護給付費が増加したということは、仁木町では認定を受けた方は、介護保険を使ってサービスを満度に受けている方が多いということなのではないでしょうか。そのところをお聞きします。他の市町村では、低所得者の人が介護保険を使おうと思っても、なかなか高く使えないということで、サービスを止めている人が多くて、そして基金が積み立てられていて、その分、保険料を引き下げたということをお聞きしたんですが、小樽なんかは、かなりの保険料引き下げになったのですけれども、仁木町で皆さんが介護保険を満度に使われているのなら、それはそれで良いと思うんですけれども、この実態がどういうふうになっているのか、わかればお知らせください。住民の対応とか、保険料の値上げなど、今、介護保険を広域でやっている、その利点もわかればお知らせください。以上です。

○議長（水田 正）土井ほけん課長。

○ほけん課長（土井幸夫）たくさん質問ありましてちょっと漏れるかもしれませんが、仁木町の職員が何人関わっているのかということですが、策定委員の中には、委員さんが1名、これは副町長がなっております。それと、私と係長も役場の職員としては関わり合いを持って、策定に努めているというところがあります。それと、日常生活支援総合事業でございますけれども、これは、取り入れは町村で判断できるというところがございますけれども、現在といたしましては、今までやってきたとおり、地域支援事業で行いたいなと、今、町長と相談してですね、そういうふうに一応考えているところでございます。それと弾力化でございますけれども、弾力化は、第4期の場合は、第4段階、これは1.0倍の方を所得に応じて1.0の方と0.88で区切っていました。それで、今回やるのは、第3段階は0.75という割合だったのでございますけれども、そこを0.75の所得とか非課税とかの区分に応じて、0.75と0.63という割合で軽減すると。そこに該当する人方は、その分軽減になるということでございます。それと介護を認定された方が満度にこれを受けているのかということでございますけれども、これは、ケアマネジャーの方がいて、その認定された方が使わない、まったく使わないという方もたくさんいますけれども、ほとんどの方はケアマネジャーが個々にケアプランというのを立てて、この方にはこういうサービスが必要だということを、責任を持ってやっておりますので、その認定された方については、必要なサービスは受けているというふうを考えております。それと広域での保険料を、広域でやっていることの、なんと言いましたっけ、利点ですね、これについては、第5期は統一されませんので、それぞれの町村で行うので、今までと同じであります。ただ第6期は統一されますので、保険料が高い町村と低い町村とあります。仁木町は現在、はっきり言って高い方です。上から3番目だと思います。それで、低い町村は3000円とかそういうところもありますので、それをプールして保険料を計算されますので、第6期はもしかしたら下がるかもしれません。そういう可能性はあると考えております。以上です。

○議長（水田 正）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）私が後志広域連合の介護保険計画策定委員会に入っております。詳細につきましては、係と担当の係長、それぞれ町村の介護保険の係長、それから課長が入って内容を詰めてまいります。その中で、最終的には私、策定委員会に入っております、その中で決定をして、後志広域連合の会議、首長の会議に諮って決定をする仕組みになってございます。これは議会の議決とはなりません。介護保険の場合は、広域連合の議会議決はいらなくなっております。それで、第5期計画の職員の関わりは、そういうことでご理解をいただきたい。それで、私どもの会議が11月くらいに開かれまして、1回目の会議が開かれました。その中でも

種々議論をいたしたところであります。介護保険料の給付見込みの部分で間違いはないのかとかですね、その辺は議論いたしました。これらにつきましては、今までの4期計画を基に第5期を決めるわけですから、4期の給付料、要するに必要となったお金をある程度見込んで、第5期ではどのようになっていくかという部分も見込んでおります。これは担当の係長、課長会議の方で決定をされてまいります。そこまでは、はっきり言って私の方は入っておりません。それと高齢者の人口の推移も全部、それらの担当の係長、課長の会議で決定をしていくという内容となっております。その中で今回、給付料と人口で、65歳以上の人口で割った額が4642円と、試算のところであります。多少、きちんと精査をしていきますと、多少なり変わるのかなと思っておりますが、4642円となっております。それで先程、この4642円と言いますのはですね、第4段階、第6段階まであります。第4段階が標準であります。4642円掛ける12か月です。年間5万5700円を支出することになります、第4段階で。それで、その人方が段階が下がることによって、先程、土井課長が言いましたけれども、0.75ですとか、それは所得に応じてですけれども、その所得は、第4段階にいきますと世帯の誰かが町民税課税で、本人が非課税であり課税年金額が80万円以下の人という部分もあります。それと第1段階は、生活保護の方になっております。その辺は、今詳しく言うと時間かかりますけれども、段階が分かれております。所得に応じての段階があるということをご理解をいただきたいと思っております。第4段階が今5万5700円、第3段階ですと通常0.75です。25ずつ下がっていきます。100%、75%、50%となります。生保の人は100%から5割を払ってくださいという仕組みです。それで、5段階の人は25、1.25倍します。第6段階1.5倍となります。そういう仕組みになって、今介護保険を運営しております。以前から。それで今言いました部分で、第4段階では1.0という部分でございますけれども、それが弾力化することによって、これは年金が、公的年金の収入と合計された金額が80万円以下の方は0.88にします。80万以上の方は、1.0のままです。第5段階は200万、所得でいうと200万未満の人。第6段階は、200万円以上の人と決まっております。高い人からは高い介護保険料をいただくという仕組みでございます。その部分で、先程言った第4を1.0だった人が0.88となる人もいます。88%払いなさいと。第3段階では75が普通ですけれども、所得に応じて63%払いなさいと。75の人を細分化して63%払いなさいというふうになっています。これは所得が120万、公的年金と合計する金額が120万以下と120万以上の人、これは本人が非課税とかそういうのが出てきます。詳しく言うとまたあれなんですけれども、そういう仕組みにはなっていると覚えておいてください。そういう部分で今計算されております。それで、どのように決められたかということですが、やはり、低所得者の方の負担の軽減を図るということで、三浦町長が第3段階も弾力化をして低所得者の保険料を下げるという部分で決定したというふうに、ご理解をいただきたいと思っております。それと、満額に使っているかという部分ですが、先程土井課長言いましたが、満額を使っている方もいるし、使っていない方もおられると、その介護の介護度に応じて使える介護報酬の額も決まっておりますので、その範囲以内で満額に使っている方もいますし、半分の方もいると思っております。私の父も使っておりますが、私の父は満額使っておりません。それと広域でやっている部分でございますけれども、まず、いろんな部分がありますけれども、計画だけで言いますと町で作る、町で計画を作らなくて良くなったという部分でございます。策定委員を設けて、この計画をやる必要性がないと。我々が入りまして、広域連合の中でこういう計画を作るので、町での業務量が減ったという部分がまずひとつかなと思っております。それと広域でやる利点、土井課長も言いましたが、やはり、私どもの保険料が多少、管内では高い方に位置しております。そういう部分が第6期、27年度から統一ということに決まっておりますので、介護保険料は、現在よりは多少なりとも安くなるのかなと理解をしております。以上でございます。

○議長（水田 正）上村議員。

○7番（上村智恵子）第6期が皆さん統一して広域連合でやっていくという話ですので、ぜひ、その方向に持って行ってほしいですけれども、やはり、今、実際に2700円とか3000円の保険料を払っている町村では、なかなか統一という方向に行くのは難しいかと思っておりますので、ぜひ統一して、保険料引き下げをお願いしたいと思います。それで、国ではどんどん内容が悪くなるこの介護保険制度ですけれども、先程言いましたように仁木町では、自治体に決められたことで自治体が独自にやっていくということなので、ぜひ、他の制度に対しても、仁木町の人たちが安心してかかれる介護保険制度に持って行ってほしいと思います。今、やはり保健師さんも人数が少ない中で、一生懸命やられていると思いますけれども、ぜひ保健師さんを増員して、仁木町のために介護保険制度、それから包括支援制度の方も充実してやっていってもらえたらと思っております。以上で介護保険制度の方は終わりますけれども、次に。

○議長（水田 正）答弁はいりませんか。

○7番（上村智恵子）はい。次に、移らせていただきます。『並行在来線はどうしていかないのか』、私が質問するまでもなく、町長は行政報告の中で、JR北海道からの経営分離に同意した経過を説明していただいていると思いますが、私は納得いきませんのでお聞きいたします。北海道が11月末までに町長の同意を求めてきたのは、いつですか。そして、正式に同意の判をつくのはいつですか。今、国は3月11日の大震災、そして福島原発事故の復興財源の確保が大変だと言い、国民の皆さんに負担をお願いすると言って、福祉、医療を次々と削減、消費税10%で最悪の庶民いじめをしようとしているのに、全道民の願いだと新幹線のための予算を確保して良いのか、私はとっても疑問に思います。町長が断腸の思いで判断したのだと思いますが、少なくとも町民への情報の提供と意見聴取が必要だったと思いますが、いかがですか。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）『並行在来線はどうしていかないのか』についての質問にお答えをいたします。私は、就任以来、一度も並行在来線はいらないなどと申し上げたことはなく、現在におきましても、そのようなことは考えておりませんことを、まず申し上げておきます。一度もないんですからね。1点目の「北海道が11月末までに町長の同意を求めてきたのはいつですか」についてであります。11月11日に北海道新幹線・交通企画局長が来庁し、私と水田議長に対して北海道新幹線に関する説明がありました。その際、12月中旬に財務省から内示が出るが、そのためには11月中旬に函館・小樽間沿線15自治体から内諾を得ることが条件のひとつである旨説明がありました。2点目の「正式に同意の判をつくのはいつですか」について申し上げます。北海道新幹線札幌延伸が正式に決まった後、北海道及び並行在来線沿線自治体に対し、国土交通省から「JR北海道が同意した経営分離についての考え方」という照会があり、正式に同意の回答をするという流れになっております。時期といたしましては、北海道新幹線新青森・新函館間の例になりますが、4月上旬となる見込みであります。3点目の「少なくとも町民への情報の提供と意見聴取が必要だったと思うが、いかがですか」につきましては、北海道から北海道新幹線に関する件で議会議員の皆さんに対し、情報提供することが可能であるとのことでありましたので、11月22日に仁木町議会全員協議会を開催していただき、道の担当者から説明を受けたところであります。数十年にわたり、北海道新幹線を実現するための中央要望運動を展開してきた経過や北海道全体に対する経済効果等を熟慮した結果、北海道からの代替案がないなど、不本意な一面はありましたが、断腸の思いで11月30日に同意をしたものであります。今後は、北海道が中心となって認可着工後に立ち上げることになっております地域並行在来線対策協議会において、地域住民の交通手段を円滑かつ安定的に確保するため、町

としての考え方やJRを町民の皆さんがどのように利用しているのか、現状を切実に訴え、将来に向かって安心感を与えることができるような施策を講じるよう、全力を傾注してまいり所存であります。以上です。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）私も町長が並行在来線がいないとは、一度も思ったことはありません。国や道の態度に対してです。11月11日に来て、11月いっぱい同意してくれとは、あまりにも在来線に対して軽すぎるのではないのでしょうか。函館本線住民の会はJRや道に対して、何度も申し入れを行ってまいりました。今年3月に大震災があり、その復興のため国民が一丸となっている時に申し入れには何の返答もなく、突然同意を求めやり方。昨年8月、国交省は改めて3条件を示してきましたが、その条件だって何の解決もしていないのに、他のことは曖昧にして、在来線の経営分離だけを求めてくるのは心外です。11月22日、仁木町でも全員協議会が行われました。新聞報道では議長が議会を取りまとめ、三浦町長が同意する下地を作ったと書かれ、町民からは議員は議長の言いなりかとお叱りを受けたところです。私は、あの協議会で道に対しての質問、意見を聞いて、3人の発言者からは住民の足はどうするのか。道の考えを示さず、町に対してだけ同意を求めるのはおかしいという意見しか出ず、決して議長が議員を取りまとめたなどとは思いませんでした。私はそれから、余市町ではどうするのか心配で協議会や議会を傍聴に行きました。その中で、なぜ町長が道の言うとおりにすんなり同意してしまったのか、とても悲しい気持ちになりました。今更ですが、町長に質問します。1つ目、北後志町村会で平成21年道に対して要望書を上げていますが、その後、道に対してはどんな働きかけをされているのでしょうか。今回、道に対しての返答に5か町村として、どうするか相談したのでしょうか。余市の前議長は、仁木からの要請があって議長会を取りまとめ、要望書を出す段取りをしたのに、仁木が先に同意を表明したのは非常に残念だし、方向転換した理由を聞かせてほしいと言っていました。これについて、どう思いますか。2つ目に、道に同意するにあたって、条件は出したのでしょうか。3つ目、情報提供ですが、町長は住民に対してどのように今後説明していくのでしょうか。この3点をお聞かせください。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）1点目です。平成21年北後志町村会議長会におきまして、道とかJRとか道議会議員さんに要望したのは、あくまでも並行在来線のうち札幌都市圏輸送ということで小樽までJRが運行するのであれば、余市から少なくとも銀山までおいてくれれば良いのですが、少なくとも然別にはJRの用地があるので、札幌都市圏輸送として何とか採択をお願いしたいということの要望に行っていました。先程、行政報告で申し上げましたとおり、意に沿うことはできないということでもありますから、あと条件を変えることはできなということでもありますから、これについては、反省すべき点はあります。北後志の一緒に行ってくれた他の余市、仁木以外の他の町村長、議長さんには、それ以降の話はしてありませんが、誤解があっては困りますので、ここで申し上げますが、JRの駅がなくなることで一番驚いたのは、仁木と余市どちらだと思います。歴然とわかることですね。仁木から呼びかけて、そして行動を共にしたというのは誤解であります。要望書も全て余市町で作っております。古平、積丹、赤井川につきましては、私どもの2町の駅を存続するために、協力してくれたわけでありまして、結果としてこれらについては、事後の報告はしてありませんが、過去においても共に行動して、成就しなかったものは一回一回、こういうことだから、経過だから何とか理解してくれなんて言われたこと一度もありません。たまたま私が北後志の町村長の中で、1週間早く町長になっているために、北後志の町村長会の会長という立場で、ありとあらゆるところに代表ということで行き、話をしております。もちろん私もその優位性を自分でも実感しておりますから、仁木町としても大きくアピールできる立場

にあるということで、どの場面に行っても積極的に話をし、要請をしてきたわけでありますが、仁木からというのは、これは誤解でありますのでご理解をいただきたいと思えます。道に条件を出したかということですが、道ではもう何年も、今年で3回目なんです。この時期になると必ず同意をしてもらえるかということでは来ているのです。ただ現実には、国の方で認可着工の要件が整ってなくて、挫折、挫折で来たんです。今年、特に国交大臣が9合目までいっているという発言と、中央の動向が3区間一緒に出すというそういう思いができましたので、私も本当に大丈夫かと、イソップ物語のオオカミ少年にならないかというようなことで話しましたら、いや、そういうことはあるかもわからないけども、今回は真剣だということでありました。条件を出すにしても、鉄路は私は残して欲しいということは、いつも言っていますから、鉄路がいらないなんてことは一言も言ったことはありません。ただ、認可着工から普通、新幹線は10年間ということなのですが、15年から20年と道は言いました。更に新聞では、民主党は15年から25年後と、新幹線が25年後にスタートするときの前日に並行在来線がなくなるのだと言うお話でありました。15年後、25年後、こういう話をですね、私は議員の皆さんおっしゃったとおり、そんなことは当然事前に協議しておくべきだということは、私は町長就任以来いつも言っています。駅があるのですから、いつかは私が同意しなければならない立場にありますから。それで、仁木町の町長は辛口だということで、何かの同意を求めるときは、必ず支庁長なり、総合振興局長が私のところに事前に来るんです。考え方がですかと。道の局長来るからということで言われるのですが、現実には、私は辛口の方でどんどん言っておりますので、議員の皆さんがあの場所でああ言ったのは、もちろんそのとおりだなと思って聞いておりました。ですから、15年後、25年後のことをなかなか条件を出すにしても、もちろん覚書なんかも交わしてはいませんが、私の今の立場としては、道にはきちんと考え方を述べておりますので、条件と言えば出していないということになるかもしれませんが、言葉ではきちんとしております。町民に説明ということですが、このことはですね、やはり、私は一町村、沿線自治体が要望したとか何とかという政策じゃないと思う。まさに国策であります。国として高速交通体系をどう日本中繋げるか、鉄路も含めて高速道路も含めて。ですが、今のやり方は各関係町村、北海道なり関係団体の要望を受けてやるという格好になっていること事態、そもそも私はおかしいと思っておりますし、仮に町民の皆さんに同意どうしますかと聞きますと、決して今あるものを無くすることに賛成する方なんてのは、まれにはいるかもわかりませんが、そういう大きな反対の声の中で、私同意できますか。これは首長に同意を求められたもので、町を代表とする町長として求められたものであります。私はそこで、大所高所、やはり北海道の観光振興、食の、食料の基地はもちろんであります。今、疲弊している北海道が将来に向かって大きく飛躍するためには、この北海道新幹線とか高速交通体系の高規格道路は、欠かすことができないというふうに思っておりますし、39年、40年、私が役場職員になった昭和47年から運動を続けているものであります。皆さんにも議決いただいて、中央要望の予算は、旅費や全部議決をいただいて私も議長も要望に行っている事業でありますし、議員の皆様にも、もちろん議会制民主主義でありますから、議員の皆さん方にどうしても時間がなくて説明したことは、議会制民主主義ですよ、町民の皆さん一堂に会してなかなか説明できないこと、これについては、議会の議員の皆さんに説明をし、そして私が同意したものであります。今後、ありとあらゆる場面で、この在来線の問題については、挨拶の中で話をしていきたいと思っておりますが、議員さん方にも説明させていただき、いろんな意見を賜った中で、町長として判断した事項であります。ですから、その点につきましては、もしかしたら上村議員のおっしゃるように事前に議員の皆さんに説明をしてやれば良かったという反省点はないわけではございませんが、今回の問題は、市町村合併問題とか直接町民の皆さんの判断を仰がなければならない事項と違い

まして、私は政治家として判断したものでありますので、ご理解をいただきたいと思ひますし、議員の皆様も町民の皆さんからいろんなことを聞かれたら、私が今言ったようなことを話していただければ、大変ありがたいなと思ひているところであります。以上です。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）町村会が出した要望書は、余市がすべて要望書を書いたりして、たまたま三浦町長が北後志の町村会の会長だったから、議長に対してこの要請を、議長会を取りまとめて欲しいということなんですよ。それで、後で良いですけども。それと私は、毎年のように道の方からその要請があると、その在来線を廃止してほしいという要請は来ているかと思ひますけれども、私が一般質問で、これは定住自立圏をどう考えるのかということの質問の中で、町長が北後志が一丸となって、やはり並行在来線問題というものについては、真剣に取り組んでいかなければならないと思ひており、北後志が今、町村会、更には議長会が一丸となって、JR本社、更にはJR北海道、更には北海道庁、そして北海道議会議員の皆さんに要請活動を展開するというので、北後志一丸となって、この並行在来線を守ってくれるものだと思ひておりました。たくさんの圧力によってではないかもしれませんが、町長は新幹線を40年間の、この要望の中でまさに夢に描いていたと思ひますので、それは否定しませんけれども、私も余裕があればやはり新幹線が北海道に来ることについては、何も異存はありません。ただ、この並行在来線、新幹線と並行在来線に2つの結びつきがあるのか、どうか。仁木にとって3つの駅があって、本当にこの駅の大切さ、線路を残さなければならないという、住民の思いというものは皆さん持っているんですよ、町長は議会に説明したから良いということで片付けられましたけれども、私はやはり、先人からの住民の方に、こういうふうなことで並行在来線をなくすことに同意してしまったという情報提供はしてほしいなと思ひました。余市商工会とか建設業界にも副知事から電話を入れて、同意に後押しをさせ、そして余市の町長は、公約にも在来線存続に向けて守るという立場をやはり同意してしまいましたけれども、今後のことについては、やはりこの余市商工会の回答も在来線がなくなれば良いとは誰も思っておらずというおと、どうして政治の圧力で弱者がいじめられなくてはならないのでしょうか。昨日の新聞でしたか、一昨日ですか、新幹線と在来線のことで札幌から小樽までのJRを残すことについて、武田先生がやはりこれを札幌から第3セクターにしてもらえば採算性は取れるということでお話ありましたが、そういうふうにも今後も努力していけば仁木でも鉄路は残る方向があると思ひます。余市でも何とかこの鉄路を残すために、今後の方策を考えていくと思ひますので、やはり仁木、余市と一緒に、孤立せず住民を守って欲しいと思ひます。町長に対してたくさんの反対の声がありませんでしたけれども、皆さん、やはり、この後ろ盾もないのに、町長に頑張れとは言えませんけれども、仁木町の住民のためにせめて余市と行動を共にして欲しかったなと思ひております。ぜひ、今後のこの鉄路、並行在来線にならないかもしれませんが、この鉄路を残すために頑張ってくださいと思ひますので、いかがでしょうか。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）私も上村議員も思っていることは同じなんです。別に鉄路をなくすれば良いとか、町民のことなんて全然関係ないなんて、私一言も言ったことありません。町民を守る立場にある最高責任ある町長でありますから、私も今後に向けてはあれですが、ただ、要望書も余市がすべて作ったから余市主導型だというふうにも誤解しないでほしいのは、仁木も駅残してほしいから、余市も仁木も共通の思いがあったから、そこで余市が中心になって取りまとめてくれたということでありまして、あの段階においても私は言ったように、きちんと要望にも行っております。また、定住自立圏の中でも小樽市は、自分のところに新幹線の駅が来るの

で、あまりその問題には触れなくなかったような雰囲気はございましたけれども、私は、きちんと鉄道は残してほしいということは言いましたが、これとてやはり皆さんの心がひとつにならなければ、やっぱり通じなかったと。もちろん、上村議員だっている関係者の方と北海道をはじめ、関係機関要望にも行って、結局はなかなか思いどおりいかなかったということをお話していただきましたけれども、ただ、こんなこと言ったら難癖付ける話になりますけれども、並行在来線はどうしていらぬのかという表題を新聞等でも折り込みを入れて発表しましたよね。そしたら国や道に対して言っているのだとカッコして書いてくれなかったら、町長が言っていると普通の人は思いますよね。そう思いません。読んだ瞬間、あれ、いつこんなこと言ったんだろう。カッコして書いてくださいよ。これは、国や道に対してだということ。こうやって傍聴に来ている方とかは、この後、議会広報に載って、その人読んだらああそうだなとわかるかもしれませんが、ひとつのマナーだと思いますよ。聞いたら、それは町長に言ってない、国や道に対して私の怒り。これからお互いに政治家なんですから、それは、まず気をつけてください。それと、私は圧力はかかっておりません。どこからも。下手に圧力をかけてくるのであれば、私はへそ曲がりですから、右に行けと言ったら必ず左に行きます。真っ直ぐに行けと言ったら後ろに下がると言います。圧力はかけられて判断したのではなく、町長としてきちんといろんな角度から判断して決定したものでありますから、圧力がかったということはありません。それと、今後において、じゃあ余市とどうタッグを組むんだということではありますが、私は、先達ての議会を傍聴したわけではありませんが、先達ての新聞記事を見て、ウツって思いました。何で仁木が先に同意したんだと、一緒にタッグを組んできたのに。しかしながら、その後の行動を見てどうですか、潔く同意した、片方は、函館ともう1町、テレビから何から何日もかかって、ああやって報道されて、確かに首長としてはああいう形がもしかしたら良かったのかもわからない。だけど、全道の町村がああテレビを見て、果たして本当にすごいなと、良く頑張っているなという評価の方が多かったでしょうか。私は逆に言えば、ちょっと、それでずっと同意しなきゃ良いですよ。絶対同意しないというのだったら良いですよ。結局同意したわけでしょう。それであれば、うちの議会の皆さん方の、私は本当に背中を押してもらった形の中で、潔ぎ良く決断できたなと、本当に感謝しているのです。ですから、いろんな議論もあるでしょうけれども、私はこれから本当に余市と心をひとつにして鉄道を残していくのかということ、もちろんその気持ちは変わりありませんけれども、あまり他の町村のことに触れた発言を、この議会の中ですることは、いかななものかなというふうに思って、新聞記事を読んだということだけです。以上です。

○議長（水田 正）それでは、暫時休憩をします。

休 憩 午前11時46分

再 開 午後 1時00分

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。日程第8、一般質問の議事を続けます。『農業経営の安定化対策の推進を』、『農業の担い手育成支援の推進を』、以上2件について、嶋田議員の発言を許します。嶋田君。

○2番（嶋田 茂）本町の基幹産業である農業は、果樹、野菜、水稻を主体とした農業経営となっておりますが、近年では、果樹からトマトを中心とした農業へ転換が図られているところであります。農業経営については、天候に左右されるところが多く、安定的な営農をしていくためには、ハウス等の施設化が重要であると考えます。昨年、今年と2か年で実施した野菜ハウス導入事業では、農業経営の安定化を図る上からも非常に良い制

度であり、多くの農業者から継続を望む声が上がっています。野菜ハウス導入事業を含む農業支援について、今後どのようにお考えでいるか、お聞きします。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）『農業経営の安定化対策の推進を』についての質問にお答えをいたします。仁木町の農業は、「果樹+野菜」と「水稲+野菜」を中心とした農業形態を推進し、農業経営の安定化を図っていく必要があると考え、厳しい気象条件下にあっても安定的な農業生産が可能となるよう野菜ハウスの導入に対し、平成22年度及び平成23年度の2か年事業として助成を行い、当初予定事業量の200棟を上回る217棟が導入されましたので、当初の目的が達成されたと判断し、野菜ハウスの導入助成につきましては、今年度で終了する予定であります。今後は、水稲の育苗及び花卉ハウスの導入に対します助成を平成24年度及び平成25年度の2か年間、更に近年減少している桜桃の収量回復を図るために、マメコバチの導入に対します助成を平成24年度から平成28年度までの5年間実施する予定であります。また、収益性の高い農業を確立するため、土づくりに必要な堆肥の導入につきましても助成額の増額を図ってまいりたいと考えております。今後におきましても、「果樹+野菜」と「水稲+野菜」を中心とした農業形態の確立を図るための支援を行い、農業所得の向上を図ってまいります。以上です。

○議長（水田 正）嶋田君。

○2番（嶋田 茂）そんな中、周りの農民の意見を聞きますと、このハウス事業をすることによって、昨年、今年とやっていただいた費用対効果等はどのようになっているかということをお聞きしたいです。それともうひとつ、仁木町全体で今までいろいろ事業をやっていただきましたが、仁木町としては全体で、仁木町に雨よけハウス、野菜ハウス、水稲ハウス、花卉ハウスと、全体で200町歩以上のハウス関係が建っています。そのような中の固定資産税だとか、そのようなのは把握しているのでしょうか。2つお願いします。

○議長（水田 正）川北農政課長。

○農政課長（川北 享）野菜ハウス導入にかかる費用対効果の関係でございませけれども、まず23年度につきましては出ていませんけれども、22年度につきましては、野菜ハウス導入した農家の全体の面積があります。それで農業所得、その面積で割りまして、野菜のハウスを導入した部分の面積を掛けまして、どれくらい増えたかということをしてJAを通じて積算してもらいまして、費用対効果として昨年度は7200万という数字が出ております。以上です。

○議長（水田 正）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）農業関係の固定資産税につきましては、押さえておりません。

○議長（水田 正）嶋田君。

○2番（嶋田 茂）その資料というのはすぐ出ますか。固定資産がどれくらい出て、費用対効果で。私としては、今回、ハウス事業をやめる予定となっているので、来年以降、再来年以降も続けてほしいのですが、どうでしょうか。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）固定資産税につきましては、財政当局の方で押さえていないということですので、これらについては、次年度以降きちんと押さえるように指示をしたいと思いますが、ハウス事業を導入しての、これは所得税の関係であります。農業所得の関係でちょっとお話を申し上げますと、平成22年度につきましては1169万8000円となっております。また、平成23年度の農業所得につきましては、1663万1000円ということ

で、それなりに町が導入しましたハウス事業の成果が徐々に現れているというふうに私としては思っているところではありますが、もう一方としては、この計画につきましては、2年間ということでスタートいたしました。農協を通じまして2年間の事業ですので、申し込みをどんどんしていただきたいということでありましたが、現実には先程言ったように、当初予定の200棟よりも希望が多かった。それらの方の名簿も私は見せていただきましたが、ほぼ、トマトを栽培している方については、相当導入されたということで、これは一定の期限を定めての事業でありますので、一応、2年間でこれは終了させていただきますが、将来に向かって、もう絶対しないのかということにはなりません。それで、この2年間の事業をするときに、じゃあ、後の2年間は何をやるんだということで、私の考えを話させていただきましたが、当時もあったのですが、水稻、育苗とか花卉、これらについて導入してほしいということの話もございましたので、それらについては、野菜ハウスの2年間が終わった以降について、必ず補助事業として導入をしたいということでお話をさせていただき、今、JAの方でいろいろ調査をして積み上げていただきましたら、やはり全体としては20棟なのですが、1200万くらいの総事業費で実施したいということですから、町としては、その1/3の400万は当初予算に計上をさせていただきたいと思っております。更に平成24年度桜桃は、この2年間非常に苦戦をしておりますので、桜桃の結実に促進、実のなるように促進するためにマメコバチ、これを導入してほしいと、先程言ったように5年間。これも私としてはやりたいということで、町の補助金100万程でありますけれども、全体で300万のものに対して実施したいと思いますし、これまでも継続して24年度は大きな災害があったときに1億1700万程借り入れている、この利子補給につきましても継続して、実施していきたいと思っております。その他、農業用の廃プラの回収事業、更には、ブランド産地の確立事業、そして地力増進対策についても、今までは上限を、金額を抑えていたものを、平成24年度については倍以上の400万くらいの町の補助をしたいと。これは1800万くらいの総事業費であります。とにかく皆さんからの要望あったことについては、少しでも前向きに取り組んでいきたいと思っております。したがって、野菜ハウスにつきましても、将来にわたって今は10戸ということだけで規定でありましたけれども、この辺についてはまた、関係者の皆さんのお話を聞きながら、そのことが投資した効果が必ず税に跳ね返ってくるということの信頼がありますので、そういう農業政策を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（水田 正）嶋田君。これで4回目になるんですけども、この件については、まだ具体的に掻い摘んで質疑を認めたいと思います。

○2番（嶋田 茂）わかりました。

○議長（水田 正）それでは、次に移っていただきたいと思っております。

○2番（嶋田 茂）本町の農業を取り巻く状況は、農業従事者の減少、高齢化等による農業生産構造の脆弱化が進む中で、効率的で安定的な農業経営が喫緊の課題となっております。このような状況の中、平成22年6月11日に農業者の担い手の育成確保と経営の改善に向けた担い手支援施策を推進するため、仁木町地域担い手育成総合支援協議会を組織しましたが、現在までの協議会の活動状況と計画に掲げた事業の推進状況はどのようになっているのか、お聞きします。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、『農業の担い手育成支援の推進を』の質問にお答えをいたします。平成22年6月11日に「仁木町地域担い手育成総合支援協議会」を設立し、これまで新規就農者の相談・受け入れ、耕作放棄地解消の取組、ホームページ作成による農地情報をはじめ本町の農業に関する情報提供等の活動を行っており

ます。事業計画といたしましては、新規就農者や後継者への支援計画と耕作放棄地の解消に向けた取り組みの2点であります。その推進状況につきましては、新規就農者や後継者に係る支援計画では、新規就農者の受入れに重点を置き、協議会設立後10名を受け入れました。その他、町内外からの電話等による相談に対しまして、随時対応しております。また、耕作放棄地解消では、今年度、農業委員会が実施した耕作放棄地全体調査において、緑色、これは人力・農業用機械で草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地でございますが、この緑色及び黄色、黄色は草刈り等では直ちに耕作することはできませんけども、基盤整備等を行い、農業に利用すべき土地であります。黄色の判定の農地についても、再生に向けた指導を実施してまいるといふことで考えているところでございます。

○議長（水田 正）嶋田君。

○2番（嶋田 茂）その中で、事業計画の中に新規就農者や後継者のフォローアップ、また、新規就農希望者や後継者の相談対応、情報交換、意見交換、そのような計画が立っているのですが、この1年間でどれくらいの回数のフォローアップとか、また、意見交換会だとかやっているのでしょうか。

○議長（水田 正）川北農政課長。

○農政課長（川北 享）意見交換会というのは、まとまった形では行っておりません。随時、新規就農者から連絡等ありましたら、相談を受けた場合には、随時対応している状況であります。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）嶋田議員の質問は、このような事業計画の中に何項目か載せているけども、やはり町としては具体的に、もう少し一歩踏み込んだ取り組みをしてはどうかというようなご意見だと思いますので、今、都度相談に乗っているということでもありますけども、やはり、一同に会しているんな相談をするとか、また、悩みを聞くとか、それから営農方法等について、また指導するとか、そういうような個々具体の取り組みを町として24年度においては進めていきたいと思っておりますので、その点についてはご理解賜わりたいと思っております。

○議長（水田 正）嶋田君。

○2番（嶋田 茂）そんな中で、ちょっと調べたのですが、新規就農者等誘致促進条例というのを立てている町があります。それは足寄町なんですが、平成13年度からそういうことをやっています。それで、その中で新規就農者で入った方の意見とかを聞きますと、ただ単に相談を受けるとかそういうのではなくて、足を運んでもらって農家の元々いる農家さんと新規就農者の方を繋いで、繋いでと言いますか紹介したり、または温かく迎えて、要するに農業者、その中で農業実習支援金だとか、農業経営開始支援金などの交付があります。助成金があります。そんな中で、農業指導交付金と言いまして、町の中に農業に対する指導ができる方を農政の中に1人置きまして、人と人を繋ぐというような事業をやっています。そういうことをすることによって、新規就農者の方の言った言葉は、お金じゃないと、人と人を繋いでくれるこの町が、この町があるのでこの町が好きになったと。そういう中でここ10年間の間に20件程の新規就農者が入っているそうです。その中で、10件程待っているそうです。そういうふうなことをやることによって、もっと、もっと仁木町に新規就農者が入って来やすいシステムをつくれれば、入って来れるのではないかと思います。今後、町として新規就農者が入って来るといふような、担い手人材育成センターとかそういうものを考えているのでしょうか。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）最後に言われました担い手人材育成センターですか、そういったものについてはですね、

まだ具体的な考え方は持っていませんが、確かに嶋田議員が言われるように、やはり新規就農で夢と希望を持って仁木町に入って来られた方も、孤独感を味わったり、それから農業は技術ですから、技術的なことで非常に苦慮したり、いろんなケースが出てくると思います。それで、しかしながら仁木町の場合は、特にJAの指導が非常に良いのか、やはりそれぞれのどういった農業がやりたいのだとか、どういうことをしたいのだとか個々に聞いて、例えばいろんな団体を紹介したりとか、そういうことからしますと、孤独感でまったく夢と希望が消え去ったというケースはあまり耳には入ってこないということでもありますから、嶋田議員もはじめ、農業関係者の皆さんは、新しく来た方には心を広く持って、いろんな面で指導したり、助言したり、更には手取り足取りして地域的に支えてくれるということも聞いておりますので、それを一步踏み込んだ町としての体制を取れないかということでもありますので、それらについては、時間をいただきながら、もう一步踏み込んだ取り組みを、じゃあどうしたら良いかということも含めて、農業委員会等とも十分議論させていただきながら、考えていきたいと思っておりますので、今日のこの段階では、こうするああするの結論は申し上げられませんが、時間をお貸しいただきながら、また対策を講じていきたいというふうに考えているところでございます。

○2番（嶋田 茂）議長、もうひとつ良いでしょうか。今の関係で、短く。

○議長（水田 正）嶋田君。

○2番（嶋田 茂）そう言った中で、それに精通しています農業委員会の委員長はどうお考えなのか、お聞きしたいのですが、良いでしょうか。

○議長（水田 正）天野農業委員長。

○農業委員長（天野信文）只今、町長から答弁ありましたように、まったく我々もその方向に向けて努力して、ぜひいきたいと思っております。それで質問の内容をお聞きしますと、おそらく具体的には、研修所なるものであろうと思うのです。それで残念ながら、我が仁木町にはそういうものがなくて、最近、新規就農の希望者がかなり多くなっているのですが、その人たちから、大体研修したいんだけど研修所がないというのはここだけだと、非常に遅れているという指摘を受けています。今、町長おっしゃったのですが、農業委員会としてもなるべく早急にこういう対策は取りたいなと。即ち具体的に言えば、町長黙っておられましたが、私が言って良いのかどうかわかりませんが、正式な名前は仁木町公有財産利活用計画検討委員会という長たらしい名前なんですけど、平たく言えば、これは仁木商業の廃校舎と土地を利用するという、どのように利用するかという委員会の中で、現時点2回終了しているのですが、この中で研修所の設立を検討していただくような方向に持って、現在進行中でありまして。速やかに受け入れ態勢を今議員が言われるように整える必要が絶対あると。それで、じゃあ仁木町にはまったくそれに関したものは無いのかと言いますと、ちょっと関係してですね、これは仁木町農業短期体験というのがございまして、短期体験をこれが唯一の新規就農希望者の予備学習という位置付けができるものがあります。これも将来は充実していく必要があるのではないかと考えている次第であります。以上です。

○2番（嶋田 茂）わかりました。

○議長（水田 正）それでは続いて、『トンネル開通に伴う旧道活用は』、『地域気象観測システム導入を』、以上、2件について、大野議員の発言を許します。大野君。

○4番（大野雅義）私は、赤井川線ということなんですけども、余市町と赤井川村を接続する道道余市赤井川線は現在、冷水峠の解消に向けてトンネル工事が進められております。トンネル事業の概要と開通予定などに

ついて、お伺いいたします。また、仁木町東町緑ヶ丘の一部が現在の道道に面していると思いますが、道路切り替え後の旧道の取り扱いについて、北海道や余市町、赤井川村とどのような協議をしているのか、お聞きします。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）『トンネル開通に伴う旧道活用は』についての質問にお答えいたします。1点目の「冷水峠のトンネル事業の概要と開通予定」についてであります。道道余市赤井川線は、余市町を起点に本町を經由し、赤井川村に至る延長約20kmの主要道路でありまして、3町村間の連絡道路として重要な役割を担っております。しかしながら、本町と赤井川村の境界にあります冷水峠は、急カーブ、急勾配が連続しており、特に冬期間は、吹きだまりによる通行止めなどの交通障害が発生していることから、平成12年2月に3町村で、北海道に対しまして冷水峠の道路改良整備に関する要望を行っております。北海道としては、要望に応えるべく様々な検討を行い、その結果、トンネルの整備が最も効果的との結論に至り、平成20年度から平成23年度までの4か年でトンネル工事、これは延長1281m、車道幅員6mでございます。を行っているところであります。また、トンネルの開通時期につきましては、北海道小樽建設管理部から明年2月下旬に供用開始するとの報告を受けております。トンネル名につきましては、トンネル建設地が冷水峠にあたることから、「冷水トンネル」の名称が付けられております。2点目の「道路切り替え後の旧道の取り扱いについて、北海道や余市町・赤井川村とは、どのような協議をしているのでしょうか」について申し上げます。北海道では、道路改良事業の完了後において、道道余市赤井川線を降格路線とするため、3町村で町村道、仁木町は1117m、余市町306m、赤井川村2553mとして維持管理をしていただきたいとのことであります。このことから、本年2月に道道降格後の路線の維持管理等について、北海道と3町村で協議を行っております。協議内容につきましては、冬期間の道路除雪、夏場の道路路肩の草刈り等の維持管理及び道道路線降格に伴う町村道としての道路認定の議会上程時期などでありまして、議会上程は、3町村で足並みを揃えて明年6月の定例会を予定しております。なお、新たに本町の町道となる区間、行政区域内には、一般住宅は建築されておらず、社会福祉施設及び牧場施設の2施設が存在いたしますが、この2施設の所有者に確認いたしましたところ、現時点では冬期には使用しないとのことでありますので、使用しない間は除雪を行わないこととしております。また、夏場の道路路肩の草刈り等の維持管理につきましては、路肩状況等を確認しながら適宜実施してまいります。新たに町道となる路線の取り扱い等につきましては、今後も北海道及び余市町並びに赤井川村と連携を密にして、協議を行ってまいります。以上でございます。

○議長（水田 正）大野君。

○4番（大野雅義）この冷水峠につきましては、あの峠が非常にカーブだとか何かで、交通事故も多発している道路でございまして、今でも車が崖下に並んでいるというような状況で、本当にこのトンネルは悲願のトンネルでございました。ところが、じゃあトンネルができました、それで旧道がございまして。余市の方、仁木の方、赤井川の方と、それで、そこをどう利用していくのかということが問題になってきます。それで、今説明がありましたように、回答ありましたように、あそこで旧アリスファームのそこだと思んですけど、そこに社会福祉の関係と牧場施設があるというようなことなんですけど、それはどういう施設なのか。また、それは今、冬場は使用しないということなんですけれども、またこの施設、またはその他の施設がきた場合に、年間通じてやるよと、やりたいということのふうになった場合に、じゃあその区間をどうしていくのか、それをお聞かせ願います。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）議員おっしゃるとおり、本当に冷水峠はカーブがきつかったり、危険であります。まさに事故多発地帯でもあります。今後、降格路線となった場合には、仁木町として旧道、町道として受け入れる形になろうかと思えますけれども、どう利用するのか。社会福祉施設もあるようだし、牧場もあるようだけど、この辺についてはどうなんだということではありますが、実は、昔で言うアリスファームですとか、西武の保養所として建設した施設については、びっくりドンキーという会社、庄治さんが社長のところが、実は持っていました。私ども、そのびっくりドンキーが牧場を経営している段階においては、何度もびっくりドンキーの本社の方に、札幌の方に赴きまして、ここがトンネルができて、旧道がなくなる、旧道が町道になると、相当の経費がかかるので、ここについてはいかがいたしましょうかということでも何度か尋ねましたら、これについては、牧場、生き物を飼っているのでも、どうしても道路は開けてほしいということで、その段階の数年前の協議では、それではこの道路は、赤井川村で一手に引き受けて除雪をするので負担をしていただきたいというような、そういういろんな経過があったんですけども、ただ今はびっくりドンキーなる会社が持っていた所は、札幌にあります社会福祉施設の協働というところが譲り受けまして、そこについては夏季間、雪のない時期だけ活用したいという今の段階でありますから、それと牧場についても牧場施設はあるものの、牧畜はひとつもないということでもありますから、そういう経過の中で、今は除雪はしなくても良いんじゃないかという判断をしておりますが、もしもこの後、そういった施設を購入いたしまして、数年で事業を行いたいということになった場合には、私はこの冷水トンネルを造る段階においては、やはり赤井川、余市町と十分協議した中で、3町の心をひとつにした中での事業要望でありますので、善後策については、十分検討していつて開けなければならぬ時には開けざるを得ないというような判断をしております。なお、この道をじゃあ今後どう活用するのだということではありますが、実際には、私はトンネルができましたら、そちらの道が最優先で皆さん利用することになると思うんですが、一方では、あの周辺には余市にも仁木の境界にも赤井川にもそれぞれ民有林もありますので、民有林の管理等も含めて、有効活用させていかなければならないなと思っております。それで、もちろん町道になりますと、当然地方交付税の算定の中にカウントされますので、カウントされた金額を用いて、やはり維持管理はしていきたいと考えているところであります。

○議長（水田 正）大野君。

○4番（大野雅義）もう1つ伺っておきます。もし、こういうことで民間の人たちがそういう施設を利用するということであって、民間になると自由に出入りできると思えますけれども、その旧道の問題ですね。それで、その他に一般人が出入りした場合に、またはする場合に、何か旧道に対する柵は関係者だけですとか、あとは立ち入り禁止ですよ、一般の人は立ち入り禁止ですよとか、そういうようなことは今考えていられるのでしょうか。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）町道という位置付けになりますので、どなたが通行してもそれを規制することができないと思えますが、ただし、冬期間については除雪をしないといことの形で進むと思っておりますので、冬期間は例えばいろんなところでも通行止めとかしているところあるように、私どもの町も除雪をしていない場合には通行止めの看板で、そういうことで周知し利用できないような形を取らざるを得ないものというふうに思っております。通常の時には、どなたが通行しても一向に構わないという判断でございます。

○議長（水田 正）大野君。

○4番（大野雅義）次の質問にします。日本気象協会が設置・運用する地域気象観測システム、マメダスと言いますが、気象庁が設置し運用しているアメダスですね、これを目的としております。現在、農業で利用が中心に全道で150か所も設置され、気温、降水量、湿度、風向、風速、日照などの観測を行い、観測データはインターネットや携帯サイトに国民に情報提供をされるということなのですが、本町の基幹産業である農業は、気象状況に大きく左右されることから、災害の対処などにも役立つ設備であると考えます。本町での設置について、日本気象協会などに対して、設置の働きかけができないのでしょうか。このことについて、質問いたします。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）『地域気象観測システム導入を』についての質問にお答えをいたします。「地域気象観測システムについては、日本気象協会等に対して、設置の働きかけなどできないのか」についてであります。この地域気象観測システムマメダスは、一般財団法人日本気象協会が設置運用し、議員おっしゃられたように、降水量とか温度、湿度、風向風速、日照時間、日射量及び積雪深などの計測が可能であり、農業での利用を中心に全道で約150か所に設置されているとのことであり。本町の気象観測状況につきましては、仁木地区では、北後志消防組合仁木支署において降水量、温度、湿度、風向風速及び積雪深を、銀山地区では、積雪深を計測しております。地域気象観測システムマメダスの設置につきまして、日本気象協会に確認したところ導入経費で1か所につき約550万円、また、維持管理経費として、情報提供料が月額10万円で年間120万円及び保守等の管理経費が年間10万円、その他の経費を含め、毎年かかる経費が約150万円とのことでありました。現在、本システムを導入するための補助制度等はないとのことでありましたので、現時点では、仁木町においては、導入が難しいと判断しております。今後、本町でこのシステムの活用について検討した上で、設置に対する財政措置が講じられないか、国や北海道に対して要望等を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（水田 正）大野君。

○4番（大野雅義）町長の答弁わかります。この予算組、運営ですね、これについてはいろいろこの金額を見ますと大変だと思います。それで、じゃあ、これが道内でも150か所もあるということなので、この利用方法によっては非常に便利なものでないかというふうに思われます。管内では赤井川村がこのマメダスを利用しているということなので、じゃあ、赤井川村はどうやっているのかというのと、このいろいろ私も調べまして、いろんな機械がございますよね、これに対する、気象に対する。それで、全部をやると今町長が言われたようなシステムになると思うんです。パソコンだとかインターネットを使ってどうするだとか、携帯を使ってどうするだとか、そうするとこれぐらいの金額はかかるでしょう。だけでも、先程言いました、その赤井川村は、年間10万円ぐらいでやっているそうです。それは何かというと、その10万円も補助事業がございまして、赤井川の方はダムの関係で補助金をもらっているそうで、そっちの方でダムの方からの補助金が約6万円、そして村自体では4万円で行っているそうです。そうなので、これがこの気象観測のこっちの方が協会の方ではやるのであったら、こういうふうにやってくださいと言うかも知れませんが、ここまで必要かとなるとやっぱりこういう経費がかかりますので、そうでなく、いろいろこれとこれは必要だからこれだけはやってくれよということだってできるのではないのかなというふうに思いますので、この件については、もう少し検討していただきたいというふうに思います。それで、これが1つ。それで、私がこのアメダスをどうして設置して欲しいかと言うと、実は今年秋にも風は相当吹きました。それで果樹共済、リンゴについては、今回は認定にならなかったんです。というのは風速がちょっと足りなかったと。それで、それは何かというと今風速の方のそれは、

普及所とかが果樹共済だとか農協さんもそうだと思うんですけども、その検定のされている風速計がなかったということなので、それが地区によって同じ風が吹いても、その地区によって強い所、弱い所、これがありますよね。平均でそういう例えば果樹共済ですと13mの風がなかったらだめ。そして、瞬間風速で20mの風が吹かないと共済の対象にはならないというような規定もありまして、そうなっていくと、やはりこのマメダスは大きいんですけども、このマメダスというのは地区、地区でやれる気象観測ということなので、こういうのも仁木町にもやっぱり風の被害を受ける所がかなりありますので、ぜひそういうことも検討していただきたいというふうに思います。それと、できたらこの観測につきましてはいろんな方に使いますので、今北後志の消防で、仁木の消防署でやっているということなんですけども、それじゃあ、その情報がそういった共済とか普及所だとか、そういう所が使えるような情報なんですかということなんですよね。要するにこういうことについては、国の検定とか何か検定を受けた施設でないとなかなかそういうことができない、例えば、私個人でも風速やりますよ、ぜひこんだけなりましたから共済の皆さんそれで認めてくださいと言えますかったら、そうではないんですね。国の検定を受けた施設でないという情報の利用ができないということなので、ぜひそれも検討しながらひとつよろしく願います。このことについて、ちょっと。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）隣にいる赤井川村の状況については、この後十分調査をさせていただきます、前向きに検討していきたいと思っておりますが、ただ、気象観測計というのは大前提というのは、やはり気象観測そういった状況を見ながら営農にきちんと結びつけて対策を講じるということで、災害の時の事実を確認するための気象観測計では本来ないわけでありますから、そのことの有効活用が、本当にみんなが農業経営されている方が、町でそういうデータをどんどん出してくれたら、我々はそれをパソコンなりに取り込んで、農業経営に生かしてより良い栽培に取り組んで生きたいということが大前提でありますので、そういう声が強くあると、また、設置というのはもっともっと早くしていたかもわかりませんが、本町におきましては、気象観測を活用した農業経営ということについては、今回初めて大きく論じられたケースだと思うのですよね。ですから、これについては、我々もわからなかったと言いますか、安易に考えていた部分を提起していただきましたので、大変ありがたいなと、大変ありがたいなと思っております。それでやはり、投資する以上は、そのデータをどんどん皆さんに使ってもらうという、そういう人が大勢いなければ設置したは、いろいろあるは、ただ災害の時だけは使えるはということだけでは、なかなか理解を得ることはできないと思いますので、その辺も十分検討した中で、前向きですよ、前向きにマメダスということについて、そしてご案内のとおり本町は20数kmにわたって、仁木地区、然別、大江、銀山、長沢、尾根内がありますから、1か所では雪の量も2か所で測っているので、公式なものではありませんけども2か所で測っている。それで議員おっしゃるとおり、何かあったときには、やっぱり正規な観測所のものでなかったら採用させてくれません。大雪降ったときもそうなのですが、ただ、参考資料程度に付けることは過去にもありましたけど、実際には、それが全面になって採択されるということはありませんので、気象観測器というのは大事だなと思っております。それで、消防の部分なのですが、消防につきましては、平成14年に庁舎が建設されたその年に整備をしているのですが、簡単に言いますと、気象業務法第6条によりまして、政府機関及び地方公共団体以外のものが気象観測の成果を公表する場合には、国交省の省令で定める技術上の基準に従わなければならないということでありまして、国交省の基準に従うと。それで、仁木町の場合には、気象業務法に基づく検定は、実は行っておりません。したがって、現在は、外部に公表することはできないものとなっておりますけれども、いろいろな内部的にそれらを十分使った中で

行っているということでもあります。これを気象業務法に基づいて国交省省令で定める技術上の基準に従うには、200万円程度の整備費用及び検定料がかかるということ仁木支署から聞いてはおります。だから、マメダスを付けるか、それとも200万円をかけて公的にOKということであれば、検定を受けて使えるということであれば、消防の場合には24時間職員がいて、何時に電話しても今の雨量がどうだとかということも我々聞ける状況にありますので、その辺も選択肢は多々あると思いますけども、前向きに捉えて検討していきたいと思っております。

○議長（水田 正）大野君。

○4番（大野雅義）気象の関係もあると思いますので、もう1つちょっと質問させていただきます。実は、先日余市町でも定例会がありまして、そこで町長答弁の中に、こんなことがありました。線量計を余市の消防で測っていると、それで、これについては、8月に、今年の8月に発注しまして、もう11月からもう既に余市消防の方でその線量計を、その情報を町民の皆さん方に伝えているということで、それで経費の方は、いろいろあると思いますけれども、消防がやっていますので、その線量器だけで約60万位の線量計を余市で使っているということもありまして、今、町長の答弁の中で仁木の消防はこうだよ、あだよという話もありましたので、ぜひこんなことも、もし、万が一ですぬ泊原発の方で何かありまして、福島みたいなことで仁木にも風評被害で農家ができない、農民も住めないというような状況になったら、これは大変なことになりますので、ぜひ、この、今はそこまでいっていないと思うけども30km範囲の防災の関係もあると思いますけども、そういうことも踏まえながら、このことについてもぜひ考えて欲しいなと思っておりますので、ひとつ町長答弁の方を。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）先の議会におきまして、私は、こういった測定器の導入ということはお話をさせていただきました。それで、その後、仁木町においては30km範囲については、UPZ、緊急防護措置区域にこの後指定されそうだと、これに指定されることによりまして、町の一般財源で購入しなくても、大きな補助制度が導入できるのではないかというようなそういう気持ちがありましたので、これらについては、余市ですとかニセコですとか、早急に一般財源で購入してすぐやっているということではありますが、私としては、これらについては、指定を受けて有利な財源を活用して、そして町民の皆さんにも不安を与えないような測定を周知していきたいと思っております。なお、北海道でも常時、今どういう状況にあるかということのデータをくれるような格好になっておりますから、今仁木町で持っていないから不安だということではなく、今はそういうデータで十分。それと最後に言いたいのは、泊原発はどうしても安全であっていただければ困るんです。そのことは、もう皆さんも同じだと思うんですが、だから、事故を起こさせないために北海道電力にはどんどん事業効果の高まるような施策を講じていただけるよう、どんどん要望していきたいと思っておりますし、町民の安心、安全のためには間違いなくそういう方策も講じていきますので、どうかご理解を賜りたいと思っております。

○議長（水田 正）以上で、『一般質問』を終わります。

日程第9 議案第1号 平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）

○議長（水田 正）日程第9、議案第1号『平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、青いページの後ろ、議案の第1号でございます。平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）。平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1777万3000円を追加いたしまして、予算の総額を34億6904万3000円にいたしたいというものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表で表しているというものでございます。第2条では、地方債の補正でございます。地方債の変更は、第2表 地方債補正によるものでございます。なお、詳細につきましては、西條財政課長より説明を申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（水田 正）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）議案第1号『平成23年度一般会計補正予算（第4号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入であります。9款、地方特例交付金から21款、町債に、次のページに移りまして、それぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計で1777万3000円を増額いたしまして、補正後の歳入合計額を34億6904万3000円とするものでございます。次に3ページ、歳出であります。1款、議会費から次のページに移ります、4ページ、13款、諸支出金にそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計1777万3000円を増額いたしまして、補正後の歳出合計額を34億6904万3000円とするものでございます。次に、5ページでございます。第2表 地方債補正、1. 変更であります。一般廃棄物最終処分場整備事業の限度額の変更でございます。一般廃棄物最終処分場整備事業に係る平成23年度国庫支出金の額の確定によりまして、690万円を増額いたしまして、補正後の限度額を1億90万円に変更にするものでございます。5ページを終わります。次に7ページ、歳入歳出予算補正の事項別明細書、歳入であります。1款、町税から21款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。次に8ページ、歳出であります。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳であります。国、道支出金616万2000円の増、地方債690万円の増、その他財源125万8000円の増、一般財源345万3000円の増であります。次に9ページ、歳入でございます。9款、1項、1目、地方特例交付金につきましては、これは、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、平成23年法律第107号の成立に伴いまして、平成23年度地方特例交付金の再算定が行われまして、11月分、地方特例交付金として119万9000円が交付されましたことによりまして、今回30万3000円を増額補正するものでございます。9ページを終わります。次に、10ページ、10款、1項、1目、地方交付税につきましても、地方特例交付金と同様、平成23年度における子ども手当等の支給等に関する特別措置法、平成23年法律第107号の成立に伴いまして、平成23年度普通交付税の算定が行われまして、その結果5万2000円を減額補正するものでございます。10ページを終わります。次に、11ページでございます。12款、分担金及び負担金、1項、負担金、4目、教育費負担金、独立行政法人日本スポーツ振興センター保護者負担金につきましては、これは額の確定により6000円を減額するものでございます。次に12ページ、13款、使用料及び手数料、2項、手数料、2目、衛生手数料につきましては、これはごみ手数料でございまして、ごみ袋販売手数料の増によるものでございまして、143万円を増額補正するものでございます。次に、13ページでございます。14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金392万1000円の増額補正につきましては、1節、重度心身障害者負担金の障害福祉サービス費等負担金は、これは歳出の増額に伴うもので、給付費の増額分200万円の1/2、100万円を増額するものでございます。2節、児童福祉費負担金の保育所児童入所措置費負担金、これにつきましては、にき保育園にかかる保育所運営費の増による国庫支出金292万1000円の増でありまして、これは入所児童の実績及び地域における就学前児童数の将来推計を理由といたしまして、にき保育園の入所定員の60名から50名に変更したことによりまして、国の基準保育単価の増とそれから途中入所児童数の増によりまして、増額するものでございます。2目、衛生費国庫補助金189万7000

円の増額補正につきましては、これは国民健康保険基盤安定負担金額の変更によりまして、低所得者に対する国の支援分、軽減額に対しまして1/2、29万3000円の増額でございます。国民健康保険事業基金超過費用額共同負担金は、これは平成21年度の実績給付費が基準給付費の1.7倍を超過した額について交付されるものでございまして、繰入額の1/3、160万4000円を増額するものでございます。2項. 国庫補助金、2目. 衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金につきましては、これは額の確定による一般廃棄物最終処分所整備事業に係る国庫補助金757万円を減額するものでございます。13ページ終わりまして、14ページでございます。15款. 道支出金、1項. 道負担金、1目. 民生費負担金196万1000円の増額補正につきましては、3節. 児童福祉費負担金、保育所児童入所措置費負担金は国庫支出金と同様、にき保育園の入所定員60名から50名の変更によりまして、国の基準保育単価の増と途中入所児童数の増によりまして増額するものでございます。5節. 重度心身障害者負担金、障害福祉サービス費等負担金も国庫支出金同様歳出の増額に伴いまして、給付費増額分200万円の1/4、50万円を増額するものでございます。2目. 衛生費負担金309万9000円の増額補正につきましては、これも国民健康保険基盤安定負担金は低所得者に対する軽減額、道の3/4、134万8000円の増。それから道の支援分1/4でございまして、14万7000円の増。合わせまして149万5000円の増額でございます。その下でございます、国民健康保険事業基準超過事業費用額共同負担金は、国庫支出金同様、平成21年度の実績給付費が基準給付費の1.7倍を超過した額について交付されるものでございまして、繰入額の1/3、160万4000円を増額するものでございます。2項. 道補助金、2目. 民生費補助金284万4000円の増額補正につきましては、1節. 社会福祉費補助金、障害者自立支援対策推進費補助金、これは町民センター、いきいき88、フルーツパークにきの3施設のそれぞれのオストメイト対応トイレ工事の入札による工事費減に伴うものでございまして、道の補助金100%でございますので、43万1000円を減額するものでございます。5節. 児童福祉費補助金、子育て支援対策事業費補助金は、これは子ども手当システム改修経費に対する補助金でございまして、4月1日施行のつなぎ法案の終了、それから10月1日からの特措法施行により、当該システムに係る開発、改修項目が増加したことによりまして、315万円を増額するものでございます。それから児童虐待防止対策緊急強化事業といたしまして、北海道安心子ども基金を活用いたしまして、歳出で乳幼児家庭全戸訪問事業で使用いたします備品及び消耗品費を計上しておりまして、これに対する補助金12万5000円の補正でございます。補助率は10/10でございます。合わせまして327万5000円の補正でございます。詳細につきましては、歳出で説明を申し上げます。3項. 道委託金、1目. 総務費委託金、3節. 道権限移譲事務委託金につきましては、これは母子保健法に基づく低体重児の出生の届出の受理及び訪問指導に係る道権限移譲事務委託金1万円の補正でございます。次に、15ページに移ります。16款. 財産収入、1項. 財産運用収入、2目. 利子及び配当金につきましては、財政調整基金から土地開発基金利子まで、それぞれ公定歩合の改正によりまして、預金利子の変更によるものでございまして、25万9000円の減額でございます。次に16ページ、17款. 寄附金、1目. 一般寄附金につきましては、11月8日現在11件で、94万円の寄附がありました。そのうち、1件、20万円につきましては、4月27日開催の第2回臨時議会において補正第1号で計上しておりますので、今回、平成23年度当初予算において計上の1万円を除く、73万円を増額補正するものでございます。歳出でふるさと振興基金に積み立てをするものでございます。次に17ページ、20款. 諸収入、5項、4目. 雑入256万5000円の増額補正につきましては、これは子育て支援短期利用授業、これにつきましては、櫻ヶ丘学園と契約しております短期利用料2名分の1万円の増額。それから北後志消防組合負担金還付金につきましては、平成22年度地方公務員災害補償基金確定負担金の還付金2万6000円の増額。建物災害共済は、これは農村公園フルーツパークにきの管理棟、後ろ側の屋根部分の笠置がレストランの屋根

の落雪によりまして、部品が破損いたしました。この雪害による損害を受けた標記施設につきましては、仁木町が加入しております全国自治協会建物災害共済の填補の対象となりますので、損害額の全額が填補されます。8万6457円を補正するものでございます。また、この修繕に伴いまして、農村公園フルーツパークにきは、指定管理者施設となっておりますので、協定書に基づき軽微な修繕等に係る費用は、指定管理者の負担となりますので、それが上から6行目にあります指定管理者施設修繕負担金でございまして、3万円の補正でございます。それから、本年4月27日開催の第2回議会臨時会におきまして計上のふれあい遊トピア公園パークゴルフ場管理棟屋根修繕に係る共済金56万7000円で確定されましたので、3000円を減額するものでございまして、合わせまして8万3000円の補正でございます。それから、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金還付金につきましては、平成22年度決算に伴う負担金の精算による還付金218万2000円の補正でございます。それから学校給食受託収入精算金につきましては、これは赤井川村との学校給食事務に係る経費負担、協定に基づくものでございまして、平成22年度学校給食受託収入精算金でございます。21万8000円の補正でございます。それから後志教育研修センター負担金還付金は、平成22年度精算による還付金でございまして1万5000円の補正。家具等売払代金につきましては、これは粗大ゴミ売払いによる収入1000円を増額するものでございます。次に18ページ、21款、1項、町債、2目、衛生債、一般廃棄物処理事業債690万円の増額補正につきましては、これは5ページ地方債補正で説明した分でございます。歳入を終わりました、19ページ、歳出でございます。1款、1項、1目、議会費124万7000円の減額補正につきましては、3節、職員手当等の議員期末手当は、これは議員改選に伴う12月期末手当支給額在職金割合による精算でございまして、57万7000円を減額するものでございます。9節、旅費、研修旅費は、後志町村議会議長会議長研修、それから総務経済常任委員会研修視察等の執行残46万7000円の減。それから議会広報編集特別委員会研修視察の執行残1万6000円、合わせまして47万3000円の減額でございます。11節、需用費、印刷製本費につきましては、これは議会広報の入札による執行残17万5000円の減額。14節、使用料及び賃借料は、これは未執行による執行残2万2000円の減額でございます。次に、20ページでございます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費2万円の減額補正につきましては、8節、報償費は、功労者等被表彰への記念品他の執行残22万2000円の減額でございます。13節、委託料、総合行政ネットワーク運営協議会、これにつきましては、総務省所管の財団法人でございまして、L G W A Nを構成する使用機器のリース期間の終了時期に合わせまして、次期L G W A Nとして全面的な見直しを行うこととなりました。平成24年度からの完全実施を目指して、今年度段階的な移行を行っております。これに伴い、L G W A Nサーバーの設定変更が必要になりましたので、設定変更委託料20万2000円の増額でございます。2目、交通安全推進費12万1000円の増額補正につきましては、これは交通安全灯の修繕でございまして、然別橋、西町11丁目、長沢器具置き場及び銀山駅前の4か所、それぞれ修繕が必要となりましたので、修繕費12万1000円の増額でございます。4目、財産管理費14万3000円の減額補正につきましては、歳入で減額いたしました町民センターのオストメイト対応トイレ設置工事の入札による執行残でございます。次のページに移ります。21ページ、8目、諸費、19節、負担金補助及び交付金、バス運行費補助金につきましては、これは運行収入の減、それから燃料費等の経費の増によりまして59万7000円の増額をお願いするものでございます。9目、ふるさとづくり事業費、25節、積立金につきましては、歳入で説明いたしましたふるさと振興基金に積立金74万円と利子積立金につきましては、2000円を減額いたしまして、73万8000円を積み立てるものでございます。2項、町税費、1目、税務総務費、2節、給料につきましては、1月1日の昇給に伴う職員給料1万8000円の増額でございます。3項、1目、戸籍住民登録費27万6000円の減額補正につきましては、12節、役務費は、公的個人認証機器

一式購入に伴います既存機器の一式に係るパソコン廃棄手数料の執行残3万円の減額でございます。次のページに移りまして、22ページ、18節。備品購入費につきましては、只今説明いたしました公的個人認証機器一式購入の入札による執行残24万6000円の減額でございます。4項。選挙費、3目。仁木町議会議員選挙費98万8000円の減額補正につきましては、1節。報酬から次のページ、23ページ、19節。負担金補助及び交付金まで、それぞれ執行残による減額でございます。それから4目。仁木町農業委員会選挙費139万6000円の減額補正につきましても、1節。報酬から26ページの12節。役務費までそれぞれ執行残による減額でございます。次に、27ページでございます。3款。民生費、1項。社会福祉費、1目。社会福祉総務費につきましては、12節。役務費につきましては、これは砥の川会館の火災保険料の減額分でございます。平成22年度のトイレ増築等工事で旧小学校体育館の取り壊しに係る火災保険料3万7000円の減額でございます。2目。老人福祉費、8節。報償費につきましては、これは敬老会開催に係る経費の執行残21万7000円の減でございます。3目。老人福祉施設費、15節。工事請負費につきましては、歳入で説明いたしましだいきき88のオストメイト対応トイレ設置工事の入札により、執行残14万2000円の減額でございます。次のページに移りまして、28ページ、4目。心身障害者特別対策費、20節。扶助費につきましては、平成23年10月からのグループホーム等利用者への家賃補助及び新規認定者8名等による障害福祉サービス費に不足が生じたので、200万円を増額するものでございます。5目。国民年金事務費、2節。給料につきましては、1月1日昇給に伴う職員給料7000円の増額。6目。後期高齢者医療費7000円の増額補正につきましては、19節。負担金及び交付金の後期高齢者医療療養給付費負担金、療養給付費の増に伴いまして28万円の増額でございます。28節。繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、これは事務費の減に伴いまして28万7000円の減額でございます。2項。児童福祉費、1目。児童福祉総務費142万3000円の増額補正につきましては、3節。職員手当等は、これは平成23年度子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に伴う事務費でございます。職員手当の超過勤務手当10月分以降9万6000円と、次のページ、29ページの14節。使用料及び賃借料のコピー使用料10月分以降5000円を増額するものでございます。28ページに戻りまして、下段の需用費は、これは子育て支援対策事業費補助金の北海道安心子ども基金を活用いたしまして、乳幼児家庭等全戸訪問事業で使用いたしますICレコーダーを購入し、事務の環境整備を図るものでございまして、1万円を計上しております。それから次のページに移ります。29ページ、18節。備品購入費につきましても、北海道安心子ども基金を活用いたしまして、乳児家庭等全戸訪問を訪問事業で使用いたします、乳児用身長計、体重計、それから小児糞便型模型を購入するものでございます。11万5000円の計上でございます。19節。負担金補助及び交付金、子ども手当システム改修負担金は、これにつきましては、平成23年度G-TAWN子ども手当システム改修経費でございます。北海道町村会情報センター長通知によりまして、その時点で想定された最大限の概算費用として、平成23年度当初予算におきまして195万3000円の予算措置をしておりましたが、4月1日の施行のつなぎ法案の終了及び10月1日からの特別措置法の施行によりまして、当該施設に係る開発、改修項目が増加されましたので、それに伴うシステム改修負担金119万7000円の増額をお願いするものでございます。3目。母子福祉費、12節。役務費につきましては、これはひとり親家庭等医療費給付の給付件数の増による予算に不足が生じたので、審査支払手数料1万2000円、それから請求事務取扱手数料3万1000円、合わせまして4万3000円の増額補正でございます。4目。保育所費915万1000円の増額補正につきましては、18節。備品購入費につきましては、銀山へき地保育所で使用しておりますCDプレーヤーが経年劣化によりまして使用できない状態となりましたので、今回CDプレーヤーを購入するものでございます。2万6000円の補正でございます。19節。負担金及び交付金、保育所入所負担金は、にき保育園

に対する保育所運営費の補正であります。入所児童数の実績及び地域における就学前児童数の将来推計を理由といたしまして、にき保育園の入所定員を60名から50名に変更したことによりまして、国の基準保育単価のアップ、それから途中入所児童数の増によりまして、912万5000円を増額するものでございます。次に、31ページでございます。4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、1目. 保健衛生総務費960万4000円の増額補正につきましては、19節. 負担金補助及び交付金の余市協会病院救急医療体制維持補助金、これにつきましては、余市協会病院救急支援要請を受けまして、北後志医療対策協議会で審議されまして、2500万円の支援と負担割合の決定がされましたので、仁木町の補助金額は、前年度北後志5か町村の救急患者数の実績2326人を本町の救急患者数224人で案分し算出した額、240万7000円を計上しております。それから28節. 繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、保険基盤安定繰入金の軽減分と支援分、それと基準超過費用額の増に伴いまして719万7000円を増額するものでございます。4目. 環境衛生費37万7000円の増額補正につきましては、8節. 報償費の謝礼金は、ごみ分別袋取扱報償に不足が生じたので、5万8000円を増額するものでございます。11節. 需用費の修繕費は、これはクリーンセンターの汚水処理するろ過施設が故障いたしまして、早急に修繕が必要となりましたので、31万5000円を補正するものでございます。5目. 上水道費、簡易水道事業特別会計繰出金につきましては、これは水道施設の電気機械設備委託料、漏水調査委託料、それから工事請負費等の執行残によりまして、461万5000円を減額補正するものでございます。次に、32ページでございます。6款. 農林水産業費、1項. 農業費、1目. 農業委員会費、1節. 報酬につきましては、農業委員会の改選による委員報酬11万8000円を増額するものでございます。5目. 山村振興施設費、11節. 需用費につきましては、山村開発センターの火災復旧操作盤スイッチが破損いたしまして、感知器回路へ電気が送れず、火災を感知できない状態となりました。火災受信器取替修繕を行うものでございます。破損原因につきましては、これは昭和57年の開設日からのものでございまして29年が経過し、経年劣化によるものと思われれます。105万円を補正するものでございます。7目. 農業地再編開発事業費、15節. 工事請負費につきましては、これはフルーツパークにきのオストメイト対応トイレ設置工事の入札による執行残14万4000円の減額でございます。それからフルーツパークにきの受水槽施設内残留塩素計交換工事の執行残5万3000円、合わせまして19万7000円の減額補正でございます。次に、33ページでございます。8款. 土木費、1項. 土木管理費、1目. 土木総務費、3節. 職員手当等につきましては、これは期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当、これにつきましては職員の扶養親族の増に伴いまして、6万9000円を増額でございます。2項. 道路橋りょう費、1目. 道路橋りょう総務費、13節. 委託料につきましては、これは道路台帳図作成委託料の入札による執行残35万9000円の減、次のページに移りまして、用地確定測量委託料は、これは町道6番線敷地確定測量及び町道銀小線用地確定測量の入札及び見積合による執行残3万1000円、合わせまして39万円の減額でございます。2目. 道路維持費20万2000円を増額補正につきましては、11節. 需用費、これは町所有除雪機械6台ございまして、これが老朽化等により故障箇所が多く発生している状況でございまして、12月以降除雪作業に伴いまして、新たな修繕が発生する可能性が高いことから、今回、30万円の増額をお願いするものでございます。15節. 工事請負費は、町道舗装補修工事の入札による執行残9万8000円の減額。4目. 橋りょう維持費、3節. 委託料につきましては、漁別橋護岸測量設計委託料の入札による執行残33万9000円の減額。3項. 河川費、1目. 河川総務費、13節. 委託料につきましても、桜つつみ公園清掃等委託業務の見積合による執行残1万3000円の減額でございます。次のページに移りまして、35ページ、4項. 住宅費、1目. 住宅管理費、2節. 給料につきましては、これは4月1日昇給に伴う職員給料5000円分に伴う増額でございます。次に、36ページ、9款. 1項. 1目. 消防費につきましては、これは共

通経費の本部管理経費、これにつきましては、4月の人事異動等に伴う31万2000円の増と仁木支署費につきましても、人事異動に伴う職員手当40万円の増と共済費の増、率の変更による35万1000円の増、合わせまして106万3000円の増額でございます。次に、37ページでございます。10款. 教育費、1項. 教育総務費、2目. 事務局費31万4000円の減額補正につきましては、12節. 役務費は、教職員血液検査手数料6万7000円の減。19節. 負担金補助及び交付金は、学校職員健康診断負担金17万9000円の減。町内教職員互助会レクリエーション大会参加負担金8000円の減、北海道町村教育委員会連合会負担金2000円の減及び外国語指導助手負担金5万8000円の減につきましては、それぞれ執行残を減額するものでございます。その下、2項. 小学校費、次のページに移りまして、38ページ、1目. 学校管理費35万7000円の減額補正につきましては、12節. 役務費の児童健康診断検査料2万1000円の減と火災保険料1000円の減、それから13節. 委託料のボイラー保守点検委託料1万3000円の減、浄化槽維持管理委託料1000円の減、清掃委託料2000円の減、次のページに移りまして、39ページに移りまして、通学バス運行委託料3万8000円の減、15節. 工事請負費、小学校校舎等維持補修工事請負費8万8000円の減。16節. 原材料費、小学校施設維持管理補修用原材料購入8万5000円の減、19節. 負担金補助及び交付金、独立行政法人日本スポーツ振興センター負担金8000円の減についても、それぞれ執行残を減額するものでございます。2目. 教育振興費40万5000円の増額補正につきましては、18節. 備品購入費の教材備品は、これは執行残13万4000円の減でございます。20節. 扶助費につきましては、これは要保護・準要保護認定児童数26名から35名に、9名の増によりまして、53万9000円の増額でございます。1番下、3項. 中学校費、次のページに移りまして、40ページ、1目. 学校管理費47万1000円の減額補正につきましても、12節. 役務費は、生徒健康診断検査料4万3000円の減、13節. 委託料のボイラー保守点検委託料1万3000円の減、浄化槽維持管理委託料1000円の減、校舎清掃委託料4000円の減及び仁木町学校グランド散水委託料1万1000円の減、15節. 工事請負費、次のページに移りまして41ページ、中学校校舎等補修工事9万4000円の減、16節. 原材料費、中学校施設維持補修料用原材料購入9万2000円の減、18節. 備品購入費、管理用備品、仁木中、銀山中の無停電装置等8万7000円の減、それから学校管理用備品は仁木中生徒用椅子・机1万5000円の減、19節. 負担金補助及び交付金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター負担金の減、後志中学校体育連盟負担金9000円の減につきましても、これもそれぞれ執行残を減額するものでございます。2目. 教育振興費18万5000円の減額補正につきましては、19節. 負担金補助及び交付金の遠距離通学費補助金、これはスクールバスの運行に伴いまして、遠距離通学費補助金の算定方法を定期購入額から片道乗車額に通学日数を乗じた額に変更したことによるものでございまして、25万円を減額するものでございます。次のページに移りまして、42ページ、20節. 扶助費、要保護・準要保護認定生徒数10名から11名に1名の増によりまして6万5000円を増額するものでございます。4項. 社会教育費、1目. 社会教育総務費6万9000円の減額につきましては、9節. 旅費の3万4000円の減、14節. 使用料及び賃借料、やすらぎ大学社会見学の自動車等の借上料2万円の減、19節. 負担金補助及び交付金、これは各種会議等負担金の1万5000円、それぞれ執行残を減額するものでございます。次に43ページ、5項. 保健体育総務費5万2000円の減額補正につきましても、1節. 報酬2万4000円の減、9節. 旅費7000円の減、19節. 負担金補助及び交付金の仁木町スポーツ少年団育成補助金は、これは大江小学校の統合による加盟団体の減による2万1000円の減、それぞれ執行残を減額するものでございます。2目. 体育施設費36万円の減額補正につきましては、賃金5万4000円の減、次のページに移りまして、44ページ、需用費の燃料費、修繕費、電気料の28万1000円の減、13節. 委託料、次のページに移りまして、45ページの町営プール管理委託料1万2000円の減、清掃委託料7000円の減、18節. 備品購入費は、プールクリーナー6000円の減、それぞれ執行残を減額

するものでございます。3目、学校給食費につきましては、学校給食施設用備品でございますファクシミリの不具合が生じまして、修理不可能となりましたので、受話器付きファクシミリ1台を購入するものでございます。次に、46ページでございます。13款、諸支出金、1項、基金費、1目、財政調整基金費、利子積立金8万4000円の減、2目、減債基金費の利子積立金15万3000円の減、3目、体育施設整備基金費の基金の利子積立金1000円の減、4目、土地開発基金の利子積立金1万8000円の減につきましては、それぞれ預金利率の変更による減額でございます。それから、2目、減債基金費の基金積立金は、これは財政調整によりまして、282万2000円を積み立てるものでございます。49ページ以降の給与費明細につきましては、補正後の明細となっております、後程ご高覧願います。以上で説明を終わります。

○議長（水田 正）それでは、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 3時 1分

再 開 午後 3時15分

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。休憩前に日程第9、議案第1号『平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』についての説明が終わっております。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。上村君。

○7番（上村智恵子）7番、上村です。21ページのバス運行補助金なのですが、運行減収があったからということでお聞きしましたが、いくらかの減収があったのか、何人ぐらい減ってしまったのかということと、それと41ページの遠距離通学費補助金、これはスクールバスによって減ったということですが、もうちょっと詳しく内容をお知らせください。

○議長（水田 正）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）21ページの総務費の諸費のバスの運行費の補助金でございます。これにつきましては、平成22年10月から23年9月までの1年間を見て、そして運行に対する町からの補助を計算しているものでございます。このたび、平成23年度の当初予算で、町からの補助金を1074万8000円計上しておりましたが、このたび、事業者でございます中央バスの方から運送に関する収入の減等、経常経費の増で、経常損益が1260万5000円ということで申し出がございました。これにつきましては、道の方から1/10の補助が出るということで、残り町の方で支出している分がございまして、それが1134万5000円ということで、その差し引き額の59万7000円を今回計上させていただいているということでございます。収入の減につきましては、定期券等の事業収入が減っているということ、更には乗車人数が減っているというような、そういったことで運送の収入が前年度に比べて落ちているという説明を受けているところでございます。説明は以上でございます。

○議長（水田 正）戸嶋教育次長。

○教育次長（戸嶋新二）41ページの遠距離通学費補助の関係でございます。これにつきましては、大江小学校が学校統合により仁木小学校に生徒・児童を運ぶということで、スクールバスを1台増車しております。これに伴いまして、仁木方面に向かうバスが2台になりまして、これに合わせて中学生を朝乗せております。このことによって、中学校の場合には6km以上を超えた者については、遠距離通学という対象になりまして、本来でしたらバスで通学してもらい、要するに民間交通ですね、公共交通機関を利用するわけですが、朝の便につきましては、スクールバスですべて乗せてございます。このことによって帰りは、同じように公共交通機関を利用して戻っていただくわけですが、定期券の利用の場合に、1か月単位に関しまして2/3、この算定基準のま

ま帰りの片道分を同じく公共機関を利用ですから2/3を補助させていただくと。このことによって、実質的には当初予定をしておりました予算額75万4000円に対して、今回25万円の減額をする、軽減がされたと。町の負担が軽減をされて、なおかつスクールバス利用によって父兄の方が朝一定の時間で通学、短時間でできるものですから、早朝の時間の軽減が図れたと、その二面性を考慮しまして、朝乗車をさせることによってこの補助金も減ったということになっております。以上でございます。

○議長（水田 正）よろしいですか。次、ございませんか。大野君。

○4番（大野雅義）4番、大野です。34ページ、道路維持管理の方ですけども、除雪機の方の経費がこういうふうになっていますけれども、実は、除雪機が入ったらすぐその雪をもう道の方に出したりということの、これが私も目にしていますけれども、町民からもいろんな苦情も来ています。なんで、この辺は、町の方はこういう指導はどういうふうな方法でやられているのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（水田 正）林建設課長。

○建設課長（林 典克）除雪作業に重機等で町道の雪を道の方に分けて積むということで、その雪を町民の方が道路に出すという、ご質問だと思います。それでうちの方には、そのようなあんまり苦情は、直接は来ていませんけれども、もし来た場合、そこに出向いて、地先の方に出さないようにということで指導をするようにはしております。以上であります。

○議長（水田 正）大野君。

○4番（大野雅義）4番、大野です。この問題で、実は話聞いたのは、これまた町民ばかりでなく、町の職員も何かそのようなことをやっているということも、チラホラ聞こえています。なので、そんなことがあると非常に困ると思うので、その辺の徹底をもう少ししておかないと、もしそうだったら証人として出ていっても良いと言うようなことまでも怒っている人もおりますので、とにかく町民ばかりでなく、町の職員からそういうことのないようにひとつ注意願いたいなというふうに思っておりますので。

○議長（水田 正）林建設課長。

○建設課長（林 典克）只今の件でありますけども、除雪を担当している業者にその辺を確認いたしまして、そんなことがあれば建設課で出向いて、対応したいと思います。以上であります。

○議長（水田 正）その他、ございませんか。横関君。

○8番（横関一雄）8番、横関です。21ページの先程もちょっと質問ありましたが、バス運行補助金について、ちょっとお伺いしたいと思います。このたび、59万7000円というお金でございますけれども、この分の損失ということで出しているというご説明がありましたけれども、この中央バスとの契約は、毎年上限いくらという金額は決まっているのでしょうか。それとも、これはあくまでも中央バスの方で計算してきて今年売り上げこれしかないから、この分足りないから今年はこの金額の補助金を、差額を出してくれというようなシステムでやっているのか、その辺ちょっと詳しくお伺いしたいと思いますんですけども。

○議長（水田 正）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）21ページのバスの運行費の補助金でございます。補助の中身につきましては、補助対象経費等がございますので、その項目に沿って金額をはじいているということでございます。また、先程も説明いたしましたとおり、この事業については、北海道の方でも補助事業がございますので、まず、北海道で該当する補助分を差し引いた残りにつきましては、町の方から協議した上で、その分を生活バスという路線の維持ということで補助しているという、そういうことになっております。説明は以上でございます。

○議長（水田 正）横関君。

○8番（横関一雄）もうちょっと詳しくというか、これはあくまでも、これ補正なので、一旦は、町から年間中央バスに道の補助金とは別に出ていると思うんです。それで、更に試算した結果のこの補助金の負担の要請だと思うんですけども、1回目の予算計上をして、道から補助金来て、足りない分は出していますよね、そしてその足りない分をもう1回補助金として出しているのか、その辺ちょっと掻い摘んでお話しください。

○議長（水田 正）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）この銀山線のバスの運行経費につきましては、まず、北海道の方におきまして、市町村生活バス路線の関係の補助事業がございます。これについては、国の方からも北海道の方に補助が入っているというふうに聞いておりますが、そういった市町村の生活のためのバス路線の維持と言うことで、赤字路線ではありますけれども、地域住民の交通手段の確保ということで、執り行われている事業ということでございます。そういった関係で、まず、先程も説明いたしましたとおり、いずれにしてもまず、事業者として運送の収入が上がるように努力をしていただきたいということ、更には、経常経費を必要な部分だけで抑えていただきたいというような、そういった努力をしていただいた上で、補助対象経費を算出しております。それは道に対して出している金額を受けて、町の方でその中身を精査した上で、町としての道の補助金の残り分を計上しているということでございます。これについては、当初予算で当然計上しておりますけれども、1年間の精算につきましては、先程も言いましたとおり、前年10月1日からその当該年度9月30日までの1年間の分の運行について、予算的に足りないような状況でございましたので、今回、その経常経費、損益分を補てんする意味で増額の予算計上をさせていただいたということでございます。また、上限設定について先程ご質問ありましたけれども、町としては、上限設定等については、町の規定の中では考慮していないというところはあるかということで、担当としては捉えているところでございます。説明は以上でございます。

○議長（水田 正）よろしいですか。他にございませんか。嶋田君。

○2番（嶋田 茂）今のことについてもう一度説明をお願いします。言ったことはわかるのですが、これ、1年間に1260万5000円、補助金として町が出しているということですよ。

○議長（水田 正）暫時休憩します。

休 憩 午後 3時29分

再 開 午後 3時40分

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。休憩前に日程第9、議案第1号『一般会計補正予算（第4号）』、バス運行補助金について質疑があり、答弁が残っておりますので、これを求めます。鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）それでは、21ページのバス運行費の補助金でございます。時間を取っていただきまして、ありがとうございます。説明に関する資料として、それぞれお手元に配らせていただきました。このバスの運行費補助金、銀山線につきましては、4月の段階では見込みでの当初予算措置ということでございまして、先程も説明させていただきましたとおり、平成23年度分の扱いについては、昨年10月から今年9月30日までの1年間の実績に基づいて精算するというところでございます。その結果、今回、経常損益として当初予算に比べまして、その分が、額が上回ったことによりまして、今回、59万7000円の増額補正をさせていただきたいというものでございます。なお、説明資料につきましては、A3の分につきましては、平成23年度の予算に関わる

予算特別委員会で提出した資料でございます。こういった中で、経常収益、経常費用、更には経常損益に対する道の補助金、更には町の補助金等を算出しているものでございます。なお、事業者でございます北海道中央バス株式会社からは、まず道の方にも同じような交付申請手続きの取扱申請を行いまして、まず道の方については、道から直接、事業者であります中央バス株式会社の方に補助金が入るという形になっております。その残り分につきましては、町からの補助金ということで、例年3月末までに執行しているということでございます。A3判の説明資料でございますが、そこに18年度から22年度まで表になったところがございますが、平成23年度につきましては、既にこちらに数値が報告きておりまして、走行kmにつきましては8万4084km。経常収益については1000円単位でございますが、439万9000円。経常費用につきましては1700万5000円。その差し引きでございますが、経常損益として1260万5000円ということで、先程も説明いたしましたとおり、北海道の方からその損益額に対しまして1/10の126万円が道の方から事業者の方に補助されるということになっておりまして、その残りの額につきまして、1134万5000円が精算される額でございますので、当初予算で見込み額で計算しておりました1074万8000円を差し引いた、残り59万7000円を今回の定例会で予算計上させていただいているというものでございます。なお、町から補助しております総額の全体の予算額であります1134万5000円につきましては、地方交付税の算入額として、その8割が算入されるということになっております。説明は以上でございます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。その他ございませんか。嶋田君。

○2番（嶋田 茂）今、説明を受けて、私が今思いましたのは、1134万ぐらいですよ、その1260万6000円の1割が道から入りまして、町の補助金はその9/10ということによろしいでしょうか。それで、その部分で考えますと、初めて聞いた話なので、今、この過疎化の地域なんかでは、そういうのがかなり問題になっていまして、その中で町として1日平均6人、多いときで6人からこう見ていると4.9人とかですから、10人乗りくらいのバスを買いまして、バスと言うかワゴン車ですね、それで町民の皆さんから利用する際は、明日の何時何時利用したいのと電話か、町の方に電話をいただいたりして、それをその運行サービスというのか、町民の皆さんに運行サービスという形でやった方が経費的には安いのではないかと思うんですよ、人を使ってでも。それはどうでしょうか。

○議長（水田 正）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）嶋田議員の部分ですけども、まず、この地域活性化生活バスの部分ですけども、全体の経費が1260万6000円で終わっているという部分、まずはご理解いただいて、その9/10が町で負担をすると。残りが1/10は道で負担していただくと。補助をするという部分でございます。それで、この中央バスの部分は、収入は仁木町だけの収入で考えてくれております。中央バスの運行です。経常費用の方は、中央バス全体の部分で出してございまして、その比例配分で仁木町の方を決めております。ですから、単純に言いますと収益の方は全道でいきますと179億4277万という中央バスとしてはあるのです。そのうち仁木町は、439万4000円という比例配分ですべて出してきてくれています。ですから、収入も比例配分、支出の方も営業費用、人件費だけでいきますと80億3787万9000円とかとあります。それがすべていろんな部分で全部経費が出されて、それを町の支出の割合に応じて比例配分してくるというふうになっています。ですから、仁木町はやめると思えばやめられるんですが、そうすると嶋田議員言われるとおりバスは走れないと。補助金も仁木町やめるわけですから、補助金も来ない。それで町としては、その1134万5000円の補助をしていますけれども、その負担で終わっているということになります。嶋田議員は町で持って走った方が安いのではないかという部分が言われております

けれども、町でバスを持ちますと何千万とかかります。そのための運転手も用意しなければいけないということが出てまいります。ですから、1134万5000円の負担ではなかなか終わらないのかなと、仮にそれがどこを走りましたよという部分でお金をいただくとなっても、なかなか厳しいものがあるのかなと考えております。ただし、試算はしておりませんが、バスを買うといっても1000万以上はすると思います。小さいバスでも1000万はすると。それに対して年間、人間を付けて運行しなければならない、1人では足りない、そういう部分試算も必要です。やっておりませんが、町としては今、この程度の補助で良いのかなと考えております。ただ、担当の方にはいろいろと今まで議員の方から一般質問等ございます、それから意見もございます、デマンドバスが良いのではないかとか、町内循環バスを出してはいかがかとか、そういう意見もありますので、それは、担当の方に指示でございますから、その辺はきちんと次回までには、次回と言いますかなるべく早めに検討させておりますので、嶋田議員の言われる部分では、答えを出していかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水田 正）嶋田君。

○2番（嶋田 茂）私今言っているのはそういう大型バスだとか中型バスだとかを言っていない。今、自動車会社の技術も進みまして5～600万で10人から12人乗りというのがあります。そういうのも考えていただければと思うので言いました。そういうことです。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）副町長言ったことと私の言うことは同じことなんで、嶋田議員のおっしゃるのも十分わかります。ただ、このページの右側見ていただきたいのですが、右側の方、実質1000万以上の、仮にここでは992万5000円となっておりますけども、かかった残りの9/10の8割は、特別交付税で町に入ってくるものですから、町は実質1割の負担なんです。1割の負担と言うことは、この表でいきますと198万5000円払えば、この路線は1年間維持できるということのものですから、そういうことを比較いたしますと、この制度に乗っかる方が町としては大きな生命保険にも入ることもありませんし、事故処理の担当者もいませんし、そういうことをもろもろ考えると、できればこの制度に乗かって当面やっていきたいと。地元にも青ナンバーと言いますか、バスの権利を持った方もおりまして、何年も前からこういうところにも算入できないかというお話はいただいて、我々も何度か協議した経過はあるのですが、やはり今、中央バスさんが走っているところについては、優先的に、やっぱり中央バスさんがもう撤退するというのであれば、どなたが算入してもまったく構わないんですけども、中央バスさんがこういうことで運行している間は、他の手法は、現実問題なかなか厳しいということがあったものですから、今1割だけ負担して、それでお願いしているということでもあります。

○議長（水田 正）それでは他にございませんか。それではないようですので、これで質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、議案第1号『平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第1号『平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』は原案のとおり可決されました。暫時休憩します。

休 憩 午後 3時29分

再 開 午後 3時40分

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。なお、次回の開催は明日、12月22日、木曜日、午前9時30分より開会しますので、出席願います。本日のご審議ご苦労さまです。

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成23年第4回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成23年12月21日～22日（2日間）

1日目 平成23年12月21日（水曜日）

（開会～午前9時30分 / 延会～午後3時40分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告 第1号	平成22年度各会計決算特別委員会審査報告書		
	平成22年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について	H23.12.21	認 定
	平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H23.12.21	認 定
	平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H23.12.21	認 定
	平成22年度余市郡仁木町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	H23.12.21	認 定
	平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	H23.12.21	認 定
承認 第1号	専決処分事項の承認について 平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）	H23.12.21	承認可決
議案 第9号	平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）	H23.12.21	原案可決